

第1章 序論

1 背景と目的

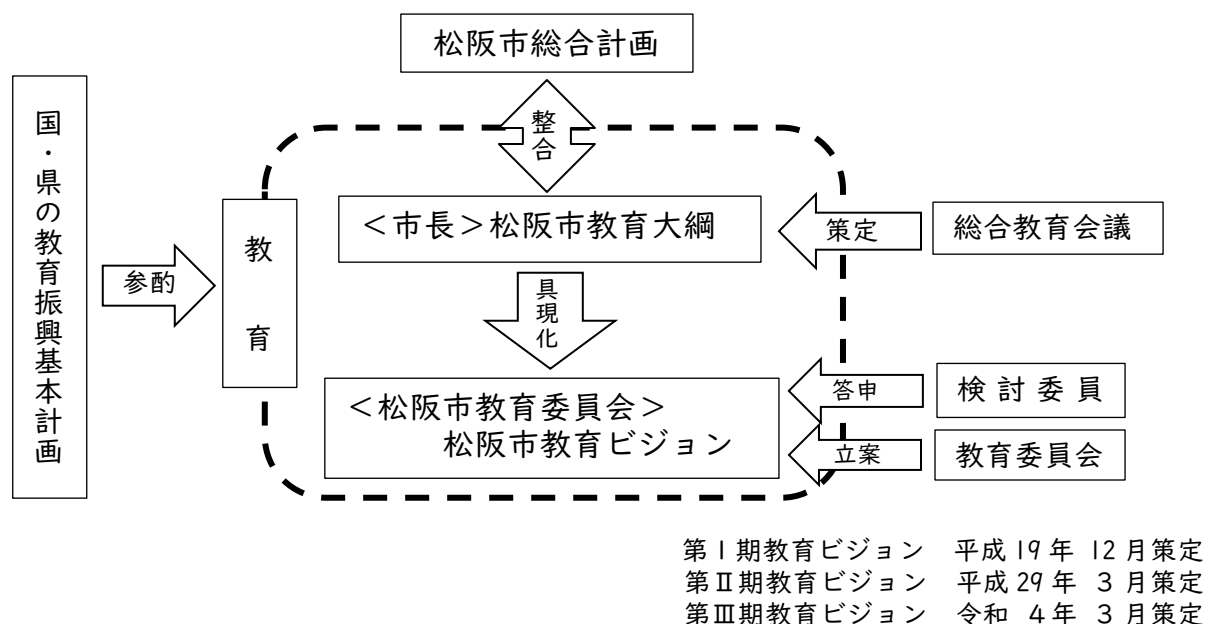
近年、社会は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生命や生活、価値観、行動様式に至るまで大きな変化を経験しました。加えて、Society5.0の到来やデジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展により、従来の枠組みでは解決が困難な課題が顕在化しています。こうした「予測困難な時代」において、教育は未来を切り拓く力を育む基盤として、ますます重要な役割を担っています。

文部科学省が策定した第4期教育振興基本計画では、「持続可能な社会の創り手の育成」および「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が教育政策の大きな柱として掲げられています。また、教育基本法においても、「人格の完成を目指し、個人の尊厳を重んじる」ことが教育の目的として明記されており、教育の普遍的な使命は時代が変わっても揺らぐことはありません。

こうした国の方針を踏まえ、松阪市では令和4年3月に策定した第Ⅲ期教育ビジョンを見直し、これまでの教育の成果を継承しつつ、未来志向の教育施策を明確にする新たな教育ビジョンを策定します。

2 位置づけ

この「松阪市教育ビジョン」は、「教育基本法（第17条第2項）」により、令和4年3月に策定した「第Ⅲ期教育ビジョン」を基に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第1条の3）」により令和7年4月に策定した「松阪市教育大綱」を具現化するものとして策定します。



第2章 基本構想（松阪市教育大綱）

Ⅰ 基本理念

松阪市の教育は、次の「基本理念」に基づいて進めていきます。

【基本理念】

「夢を育み 未来を切り拓く 松阪の人づくり」

コロナ禍を経て、教育を取り巻く環境は、劇的に変化しています。少子高齢化や人口減少の急速な進行に加え、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展といった社会の大きな変化がある中で、答えが定まらない様々な課題の解決に向けて主体的に判断する力や、多様な人々と協働する力、新たな価値を創造する力など、「持続可能な社会の創り手」としての資質・能力の育成が求められています。

さらに、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、多様で豊かな体験活動等を取り入れながら、子どもたちの学びに向かう力等の数値では図ることができない力、いわゆる非認知能力を育むことも重要です。

子どもたちの抱える課題が多様化・複雑化している近年においては、家庭や地域、学校が、連携協働しながら、子どもたちの豊かな学びと一人ひとりの「ウェルビーイング」を確保していく地域社会の教育力の向上が必要不可欠です。そのためには、保護者や地域の方々、教員も含めた社会全体の「ウェルビーイング」を実現させていくことが重要です。

このような考えの下、本市では、これまでも大切にしてきた**「夢を育み 未来を切り拓く 松阪の人づくり」**を教育大綱の基本理念に位置付け、本市の教育行政の指針とします。

2 基本方針

「1 基本理念」に基づき、次の「基本方針」により、家庭や地域、学校が協働し、本市の未来を担う子どもたちを育てることをめざします。

【基本方針】

- 1 一人ひとりの個性を大切にし、社会の持続的な発展に向けて学び続け未来を切り拓く子どもを育てます
- 2 誰一人取り残さない社会の実現に向け、ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます
- 3 夢と希望をもち、可能性を最大限に発揮できるよう、地域とともに子どもたちの学びと育ちを支える教育環境の整備をめざします
- 4 スポーツや文化の振興を図るとともに、全ての人が生涯を通じそれぞれのニーズに応じて学び、活躍できる環境づくりに努めます

3 全体構想

「2 基本方針」に基づき、次の「施策」を位置づけます。

基本方針1

一人ひとりの個性を大切にし、社会の持続的な発展に向けて学び続け未来を切り拓く子どもを育てます

<幼児教育>

小学校への円滑な接続に向け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を通し、「知識及び技能の基盤」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質、能力を育てます。また、一人ひとりを大切にする保育を念頭に、少子化の中で工夫しながら集団生活で育まれる能力を大切にしたり、小学校との相互交流の強化や地域との連携を図ったりして、幼児教育の一層の充実に取り組みます。さらに、家庭における子育てを支援するための各種事業及び環境整備を実施することで、子育て・親育ちへの支援に取り組みます。

<確かな学力>

学校段階間・学校種間（保幼こ小中）および学校と社会との連携・接続を図りつつ、主体的・対話的で深い学びを通して、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力を育み、多様な個々の状況に応じた学びの実現をめざします。また、グローバル化する社会に柔軟に対応し、世界とつながるコミュニケーション能力の育成に取り組みます。

<教育の情報化>

１人１台タブレット端末をはじめとするICT活用の日常化を進め、情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成します。また、様々な教育データの情報収集や分析、利活用の在り方などの研修を進め、きめ細かな支援に生かすことにより、児童生徒一人ひとりの力を最大限に引き出します。

<外国人児童生徒教育>

外国人児童生徒が社会的に自立する力を身につけられるよう、日本語習得や学校生活への適応を支援するとともに、全ての子どもたちが多様な価値観や文化的背景に触れる機会を生かし、互いの違いを認め合い、共に生きる多文化共生教育を進めます。

<特別支援教育>

特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場を整備するとともに、そのもてる力や可能性を伸ばし、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導と必要な支援を行います。

基本方針 2

誰一人取り残さない社会の実現に向け、ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<豊かな心>

松阪の伝統や文化、自然などに触れる機会を通して、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う教育を進めるとともに、実際の体験を大切にしながら、子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、自他の生命や人権を大切にする心、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを育成します。また、産業や経済の分野における社会の構造的な変化が進行していることから、社会の一員として、より良い社会の発展のために積極的に関与しようとする態度を育てるため、主権者教育や国際理解教育、金融経済教育、法教育を含めた消費者教育を進めます。

<安全安心な学びの場>

いじめや不登校などの早期対応等を進めるとともに、子どもたちが安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としてのウェルビーイング溢れる学校づくりや個々に応じた多様な学びへの支援を行います。また、危険や危機に対し主体的に判断し、適切に対応できる安全教育・防災教育を進めます。

<健やかな体>

生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力づくりをめざし、健康な生活について正しい知識を身につけるとともに、望ましい生活習慣の定着や、運動能力と体力の向上を図ります。また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう家庭と連携した食育を進めます。

基本方針3

夢と希望をもち、可能性を最大限に発揮できるよう、地域とともに子どもたちの学びと育ちを支える教育環境の整備をめざします

<学びを支える学校>

地域とともにある学校づくりを通して、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの豊かな成長を支える風土を醸成するとともに、子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制づくりを進めます。また、教職員の業務改善を進め、子どもたちと向き合う時間を確保しながら、効果的な教育活動ができる職場環境の整備に努めます。

<教職員の資質向上>

多様な子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導や専門性の高い教科指導等による教育の質の向上を図るため、専門性や実践的指導力などを育成する研修の場を提供し、幅広い知識や視野をもち、子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を進めます。また、学校における年齢構成が大きく変化していることから、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、若手教職員の育成を進めます。

<学校施設の充実>

新たな時代に求められる教育環境の質的向上を図るため、ICT環境やバリアフリー化などの施設整備を推進します。また、脱炭素化に向け、環境負荷を低減するよう省エネルギー型の施設をめざすとともに、南海トラフ地震の発生に備え、地震が発生した際の被害を抑制するため、学校施設の非構造部材（外壁や照明器具等）の耐震化対策を実施し、防災機能強化を図ります。

<小中学校の再編活性化>

少子化により児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進んでいます。本市で暮らす子どもたちが、集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身につけることが重要であり、こうした教育を行うためには、児童生徒集団やバランスの取れた教職員集団の確保、つまり一定の学校規模の確保が望ましいと考えられます。

そこで、「松阪市小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を策定し、本市がめざす学校教育と子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境を実現するため、小中学校の再編活性化を計画的に進めます。

基本方針 4

スポーツや文化の振興を図るとともに、全ての人が生涯を通じそれぞれのニーズに応じて学び、活躍できる環境づくりに努めます

<社会教育>

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、デジタル・ディバイド※の解消に努め、ICTを活用した学習機会の提供に努めます。また、放課後児童クラブと学校の連携を深め、子どもと保護者が安心して過ごすことができるよう放課後の子どもの居場所づくりを進めるとともに、地域コミュニティとのさらなる連携を図り、地域資源を活用した活動支援を行います。

※デジタル・ディバイド：ICT機器を利用できる者とできない者の格差

<スポーツと連動したまちづくりの推進>

市民が健康で心豊かに暮らすため、みえ松阪マラソンをはじめとするスポーツやレクリエーション活動など、スポーツを「する」楽しみ、「観る」感動、「支える」喜びを感じる機会を提供し、スポーツと連動したまちづくりを進めます。また、松阪市スポーツ施設長寿命化計画に基づき、スポーツ施設を計画的に改修し、市民が快適にスポーツを楽しむことができる環境の充実を図ります。

<文化の振興と保存継承>

地域に根ざした文化・芸術活動を支援し、観る機会や体験する機会を提供することにより、文化・芸術活動の活性化と次世代の担い手育成をめざしていきます。また、地域で大切に守り伝えられてきた文化財の保存・活用を充実し、歴史文化を継承するため、指定等文化財の所有・管理者や保存団体に対する支援、学校教育や社会教育等での活用、観光等との連携を一層図ることにより、子どもをはじめとする多くの市民が地域のよさを実感し、地域の活性化が図られるよう努めます。

第3章 教育施策

Ⅰ 施策体系

第2章「3 全体構想」に基づき、次の「教育施策」を位置づけます。

基本方針Ⅰ

<幼児教育>

- ①幼児教育の推進 ②子育て支援の推進

<確かな学力>

- ③学力の育成 ④グローバル教育の推進

<教育の情報化>

- ⑤教育の情報化の推進

<外国人児童生徒教育>

- ⑥外国人児童生徒教育の推進

<特別支援教育>

- ⑦特別支援教育の推進

基本方針Ⅱ

<豊かな心>

- ⑧道徳教育の推進 ⑨郷土教育の推進 ⑩人権教育の推進
⑪キャリア教育の推進 ⑫環境教育の推進

<安全安心な学びの場>

- ⑬生徒指導の充実 ⑭安全教育の推進 ⑮防災教育の推進

<健やかな体>

- ⑯体力の向上 ⑰健康教育の推進 ⑱食育の推進

基本方針 3

<学びを支える学校>

- ⑱地域とともにある学校づくりの推進
- ⑲教職員が働きやすい環境づくり

<教職員の資質向上>

- ⑳教職員研修の充実

<学校施設の充実>

- ㉑学校施設の充実

<小中学校の再編活性化>

- ㉒小中学校の再編活性化

基本方針 4

<社会教育>

- ㉓生涯学習の推進
- ㉔読書活動の推進
- ㉕青少年健全育成の充実

<スポーツと運動したまちづくりの推進>

- ㉖生涯スポーツの充実
- ㉗スポーツ環境の整備

<文化の振興と保存継承>

- ㉘文化芸術の振興
- ㉙文化財の保護

2 施策内容

それぞれの「教育施策」については、次のように具体的に進めます。

※ 教育施策シートの説明

基本方針○

<施策名>

○ 教育施策名

担当課：この教育施策を主に担当する課名

現状と課題

<この教育施策に関して、現在の状況と今後改善すべき課題を記しています>

今後の方向性

<この教育施策に関して、今後の方向性を記しています>

取組内容

<今後の方向性に基づき、課題解決に向けて具体的に進めていく取組を記しています>

この教育施策に関連のある
資料等を掲載しています

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R6)	目標値 (RIO)
活動	<活動がどれだけ行われたか、どのように進められたかを示す指標を記しています> 【活動指標】	現在把握している最新の値	概ね4年後に目標とする値
成果	<活動の結果として、どのような成果や変化が生まれたかを示す指標を記しています> 【成果指標】	現在把握している最新の値	概ね4年後に目標とする値

※教育施策の内容に応じて、対象は児童生徒または市民となります

達成をめざす SDGs

<この教育施策が達成をめざす SDGs の目標を記しています>

※○ 文中の分かりにくい用語や内容について、説明しています

基本方針Ⅰ

一人ひとりの個性を大切に、社会の持続的な発展に向けて学び続け
未来を切り拓く子どもを育てます

<幼児教育> Ⅰ 幼児教育の推進

担当課：こども未来課

現状と課題

少子化の進行や家庭・地域を取り巻く状況の変化が複合的に絡み合い、子どもどう
しで遊ぶ機会や生活体験が以前にも増して不足しています。幼稚園・保育園・認定こ
ども園の幼児教育施設は、生涯にわたる人格形成や非認知能力※Ⅰの基礎を培う極め
て重要な役割を担っています。豊かな遊びや体験を通して自己肯定感を高め、小学校
以降の学びに向かう力が育めるよう、幼児教育の質をさらに向上させていく必要があ
ります。

また、小学校への円滑な接続に向けて「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」
等を活用しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を通して、幼児教育と
小学校教育がつながっていくよう取り組んでいく必要があります。

今後の方向性

各園の特色を生かした教育課程を基に、子どもたちの興味や関心、育ちつつある力
を捉えて環境を構成し、遊びを中心としたさまざまな体験を通じて、興味・関心、自
分の気持ちを伝える力、主体性、規範意識等、学びの芽生えを育む教育活動に取り組
みます。

そして、保幼小連携により、幼児期の経験や活動が小学校の生活や学びにつなが
ったり、小学校の学びが幼児期の経験や活動を踏まえたものになったりすることで、
小学校以降の教育の基盤となる資質・能力が、子どもたちの発達段階に応じて切れ目
なく体系的に育まれることをめざします。

また、地域の人材や教育的資源を生かした教育活動を充実させ、地域とともにある
園づくりを推進します。

取組内容

- ① 地域性を生かし、自然やさまざまな人々、多様な文化に触れる体験を通して、子ど
もたち一人ひとりに未来を切り拓くための資質・能力を育成する教育活動に取り
組みます。

※Ⅰ 自己制御力・協調性・粘り強さ・好奇心等、数値で測ることが難しい能力

- ② 地域住民の協力を得て、さまざまな人と出会うことで親しみを感じ、人とかかわる力を育てます。
- ③ 「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を活用するなどして、子どもの望ましい生活習慣を確立し、学習に向かう基礎を築きます。
- ④ 公立・私立を問わず、近隣の幼稚園・保育園・認定こども園と交流を深めるとともに、幼児教育施設と小学校との円滑な接続に努めます。
- ⑤ 全ての子どもに格差なく質の高い学びを保障するために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をてがかりに、幼児教育と小学校教育のつながりを意識した「架け橋期※2のカリキュラム」の作成に向けて取り組みます。
- ⑥ 「学校評価システム構築モデル」に基づいた幼稚園評価※3や保護者アンケート等を行い、社会の変化に柔軟に対応しながら、特色をもった園運営を推進します。
- ⑦ 就学前教育を取り巻く状況から、「松阪市立幼稚園・保育園あり方基本方針（令和4年3月）改定」を見直し、豊かな学びや望ましい生活ができる幼稚園・保育園・認定こども園をめざして検討していきます。
- ⑧ 園児・保護者の支援や教育活動の質の向上を図るため、研修体制の充実や園務の効率化をめざして、ICT教育機器の整備・維持管理に努めます。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿



松阪市立幼稚園・保育園あり方基本方針



評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・ 全ての幼稚園・保育園・認定こども園で、地域の自然や地域住民との触れ合い、多様な文化に触れる機会をもった総数	593 回	600 回
成果	・ 幼稚園評価や保護者アンケート等において、幼児教育に理解を示す回答をしている保護者の割合 ※幼稚園評価やアンケートで「そう思う」「だいたいそう思う」の回答の割合	93%	100%

【参考】令和6年度 幼稚園12園、保育園13園（小規模保育事業所1園を含む）、認定こども園8園

達成をめざすSDGs



※2 義務教育開始前後の5歳児から第1学年の2年間は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期。

※3 学校・園が、自らの教育活動や学校運営について、めざすべき目標を設定し、その達成状況を検証することによって、組織的かつ継続的に学校・園の教育力を高めていくための取組

基本方針Ⅰ

一人ひとりの個性を大切に、社会の持続的な発展に向けて学び続け
未来を切り拓く子どもを育てます

<幼児教育>

2 子育て支援の推進

担当課：こども未来課

現状と課題

少子化、共働き世帯の増加、情報化、さらに地縁・血縁の希薄化等、社会情勢の変化により、家庭における子育て環境が大きく変わってきています。それらのことを背景に、いろいろな困難を抱えた家庭が増加している現状があり、例えば子育てに対する保護者の負担感や孤立感の増大による児童虐待、子どもの貧困等の問題が顕在化しています。そのような中、子育てに関するニーズも多様化しています。

こうした状況の中で、地域の幼児教育の中心である幼稚園・保育園・認定こども園が、その専門性やノウハウを生かし、保護者が子どもの成長を実感し子育ての喜びや生きがいを感じていけるよう、未就園児教室※Ⅰや育児相談等を進めていくことが大切になってきています。

就学前の全ての子どもたちに健やかな育ちを保障していくには、子どもたちや子育て家庭が置かれた個々の状況を適切に把握し、さまざまな専門機関や地域と協働しながら、切れ目なく多様な子育て支援を充実させていかなければならないと考えています。

今後の方向性

自分の子育てに自信がもてなかったり、子どもの育ちに焦りを感じていたりする保護者に対し、子どもの姿から共に考え、保護者の思いに寄り添い、悩みや不安を丁寧に聴くことで安心感を醸成していきます。

また、保護者の就労形態の多様化により、保育時間を延長する必要がある園児に対し、預かり保育を実施し、全ての子どもが安心できる環境の中で温かい愛情を受け、幸せが感じられるようにしていきます。

さらに、ひとり親家庭、貧困家庭、外国籍家庭、障がいのある子どものいる家庭等、特別な支援を必要とする家庭については、専門機関、関係機関等と積極的な連携をとりながら支援を行います。

取組内容

- ① 幼稚園等の保育参加、学級懇談会、保護者会等を通じ、子育て中の保護者どうしがつながり、子育てについて考え合ったり、学び合ったりする機会を充実させていきます。

※Ⅰ 未就園児とその保護者を対象に、親子で楽しむ遊びをしたり相談事業を行ったりして、保護者の子育てを支援していく場

- ②園での教育や保育の過程と子どもの成長が保護者と共有できるよう、写真を入れた「ドキュメンテーション」※2等を作成し、保護者にわかりやすく伝え、園の実施している教育・保育に対する理解を深めることに繋げていきます。
- ③子育てに不安や悩みを感じている保護者に未就園児教室等に参加してもらい、子どものことについて一緒に考えていくことで子育てに対する不安解消につなげたり、保護者が子どもの成長や子育ての喜びを感じたりして、安心して子育てができるようにしていきます。また、孤立しがちな保護者もいる中、保護者どうしがつながったり、育ち合ったりできるように取り組みます。
- ④ひとり親家庭、貧困家庭、外国籍家庭、支援を必要とする障がいのある子どものいる家庭等が、子育ての悩みや不安等について子どもが通う幼稚園等に気軽に相談できるよう今後も努めるとともに、その家庭に必要な専門機関につなげ、支援を切れ目なく等しく保障していきます。
- ⑤保護者の就労形態の多様化により、預かり保育を実施する幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園において、預かり保育の保育内容の充実に努めます。
- ⑥地域における多様な人材を活用した地域性豊かな行事等を通して、子どもが地域住民との出会いの中で、様々な刺激を受けながら育っていくことを地域と保護者と教職員が共に喜び支え合い、地域の中で安心して子どもが育つ支援の充実に図っていきます。



評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・全ての幼稚園・保育園・認定こども園で、親子で触れ合う機会や行事を設けた総数	237 回	240 回
成果	・幼稚園評価や保護者アンケート等において、幼稚園・保育園・認定こども園が子育て相談しやすい場所になっていると回答した保護者の割合 ※幼稚園評価やアンケートで「そう思う」「だいたいそう思う」の回答の割合	92%	100%

【参考】令和6年度 幼稚園12園、保育園13園（小規模保育事業所1園を含む）、認定こども園8園

達成をめざす SDGs



※2 子どもの具体的なエピソードと写真等を載せた「エピソード記録」

基本方針Ⅰ

一人ひとりの個性を大切に、社会の持続的な発展に向けて学び続け
未来を切り拓く子どもを育てます

<確かな学力>

3 学力の育成

担当課：学校支援課

現状と課題

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われており、少子高齢化や人口減少、ICTの進展、グローバル化等、子どもたちを取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このような社会変化の激しい時代を子どもたちが生き抜くために、答えの定まらない様々な課題に主体的に向き合って自ら判断する力や、多様な人々と協働していくことができる力、新たな価値を創造する力等、持続可能な社会と幸福な人生の創り手としての資質・能力の育成が求められています。

松阪市では、学校・家庭・地域が、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を共有し、それぞれの役割を果たすことで、子どもたちの成長を支える体制づくりを進めてきました。そして、ICTを活用した教育活動を創造しながら、学習指導要領の着実な実施に向けて、多岐にわたる取組を進めているところです。

今後の方向性

一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、多様で豊かな体験活動等を取り入れながら、数値では図ることができない力、いわゆる非認知能力※Ⅰを育むことも重要です。

そのために、学校段階間・学校種間（保幼こ小中）及び学校と社会との連携・接続を図りつつ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力を育み、多様な個々の状況に応じた学びの実現をめざします。

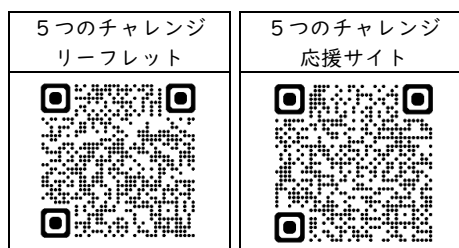
また、各学校においては、教育内容等を教科等横断的な視点で組み立て、必要な人的又は物的な体制を確保し、教育課程の実施状況を評価し、改善を図ることができるよう取組を進めます。

取組内容

- ① 松阪市学力向上推進協議会を設置し、学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちに自己肯定感や自己有用感を育みつつ、「未来を切り拓く力」を育成する体制を構築します。
- ② 多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の実現に向けて、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりを行うことの重要性について周知に努めます。

※Ⅰ Ⅱ ページの注釈参照

- ③ 幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、小学校段階や中学校段階の各教科等における学習に円滑に接続したり、学校段階間・学校種間で合科的・関連的な指導を行ったりできるよう、生活科・総合的な学習の時間の充実を図ります。
- ④ 現代的諸課題に対応して求められる資質・能力を育成するため、モデル校区の指定や、プロジェクトチームの編成により、自ら課題を発見し、各教科等の見方・考え方を働かせ思考・判断・表現するなど、課題を解決する過程を重視した授業改善を進めるとともに、質の高い深い学びや、探究的な学びを実現するための研究・実践を進めます。
- ⑤ 教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質を向上させる「カリキュラム・マネジメント」の充実に努めます。
- ⑥ 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を進めます。
- ⑦ 1人1台タブレット端末や先端技術を活用しつつ、子どもが自らの伸長や課題を把握し、自分に合った学習の進め方を考えることができるよう、客観的な学力調査を実施します。
- ⑧ 各種担当者会議や教職員を対象とした研修会を通じて、先進的な取組等について周知し、取組の横展開を図ります。



評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・「授業で課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると実感している」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 77.0% 中 81.3%	小 80.3% 中 87.1%
成果	・標準学力調査における標準スコア※2の平均値	小 48.5 中 49.2	小 50.0 中 50.0

【参考】令和7年度まで 小学校36校 中学校11校 令和8年度から学校再編により 小学校31校 中学校11校

達成をめざすSDGs



※2 偏差値。各教科における全国平均値を50としたときの換算値

基本方針Ⅰ

一人ひとりの個性を大切に、社会の持続的な発展に向けて学び続け
未来を切り拓く子どもを育てます

<確かな学力>

4 グローバル教育の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

急速に進展するグローバル化・デジタル化により、国境を越えた活動が日常化し、国際的な協働が不可欠になっています。一方で、国際社会では分断も起きており、世界規模で解決できない課題が起こっています。こうした中、多様な価値観や文化の中で協働でき、持続可能な社会の創造や複雑化・多様化する社会課題に対応できる国際対応能力（グローバル・コンピテンシー）をもつ子どもを育成することが求められています。

小学校では第3・4学年の外国語活動、第5・6学年での外国語科が実施され5年が経過しました。「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能をバランスよく育成し、言語活動を通して英語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成するには、小学校の外国語活動及び外国語教育の目標や内容を中学校の外国語科に円滑に接続し、学習内容の系統性を確保することや、小中学校の教員が連携して指導計画を作成し、学習内容を継続的に実施することが重要とされています。また、子どもが実際に英語を使ってコミュニケーションを図る経験を通じて、英語力を育成できるよう教職員の指導力向上に向けた取組をより一層進める必要もあります。

さらに、多様な文化や価値観を理解・尊重し、社会課題に対して意識をもって解決に向かい取り組んでいくためには、多様な価値観をもった他者との協働の中で新たな価値観を見出し、イノベーションを創り出す経験が必要です。松阪市では、外国語指導助手（以下「ALT」という）や英語に堪能な地域人材である小学校指導助手（以下「EST」という）を各校へ派遣したり、ESTと英語でたくさんコミュニケーション活動を行う English Camp や English Day を実施したりしています。自国の文化や伝統を理解・尊重するだけでなく、他国の文化や価値観に触れ、国際社会の一員としての自覚をもち、他者と協働・共生しながら主体的に行動する力の育成をめざすために、ICTを活用し、学校外において、様々な人々と触れ合い、交流していくことも必要です。

今後の方向性

多様な価値観や文化を尊重し、持続可能な社会の創造に参画できる国際対応能力をもつ子どもを育成するため、英語による実践的なコミュニケーション力を向上させる言語活動やICTを活用して、さまざまな国や地域住民とつながる機会の充実を図ります。また、学びの振り返りを通じて、自らの成長を客観的に捉え、生涯にわたって主体的に学び続ける力を育みます。

取組内容

- ① 「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能を統合した必然性のある言語活動の充実を図り、実践的なコミュニケーション力の向上を図ります。また、「話す力」の向上をめざし、ICTを活用した個別の学習や家庭学習の充実を図ります。
- ② 研修会や指導主事の学校訪問等を通じて、教職員の英語運用力・実践的指導力の向上を図ります。
- ③ 小学校では英語学習アンケートを通じて学習意欲を、中学校では外部検定試験により英語力を客観的に把握します。小中学校ともに、得られた結果を基に教職員が指導改善を図り、効果的な指導方法の確立をめざします。
- ④ ICTを活用して学習到達目標（CAN-DO リスト）※1を校区で共有し、小中学校の円滑な連携を図ることで目標・内容の接続や活動の実践・共有を促進するとともに、子どもたちに継続的・系統的な学習を進められる環境を提供します。
- ⑤ ICTを活用して、学校間の交流や、さまざまな国や地域住民とつながりを深めることで、多様な価値観に触れる機会の充実を図ります。また、国内外のグローバル人材との交流を通じて、国際対応能力（グローバルコンピテンシー）の向上をめざします。
- ⑥ English Camp や English Day を通じて、ALT や EST との交流を楽しみながら、英語での実践的なコミュニケーション力を育み、英語学習への意欲を高めます。また、自他の文化や伝統に触れる体験を通して、協働・共生し主体的に行動する力を育てます。

5つのチャレンジ
学んだことを活用する



評価指標

評価する際の指標		現状値 (R6)	目標値 (RIO)
活動	・ 海外の児童生徒や国内外のグローバル人材と英語で国際交流を実施した学校の割合	25%	50%
成果	・ 中学校卒業段階で英検3級以上相当の英語力を習得した生徒の割合	61%	65%

【参考】令和7年度まで 小学校36校 中学校11校 令和8年度から学校再編により 小学校31校 中学校11校

達成をめざす SDGs



※1 「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の5つの領域ごとに、児童生徒に身につけさせたい力を、主に、「～することができる」の形で記した能力記述文を一覧表にしたもの

基本方針Ⅰ

一人ひとりの個性を大切にし、社会の持続的な発展に向けて学び続け
未来を切り拓く子どもを育てます

<教育の情報化>

5 教育の情報化の推進

担当課：子ども支援研究センター

現状と課題

松阪市の教育の情報化においては、平成23年度より三雲中学校が国のモデル校指定を受け、1人1台タブレット端末の利活用と協働的な学びについて実践と効果検証を進めてきました。こうした知見を生かし、令和3年1月から松阪市GIGAスクール構想による全小中学校での1人1台タブレット端末の利活用がスタートしています。

このGIGAスクール構想第1期においては、授業における協働的な学習ツールや家庭学習におけるデジタルドリル等の活用段階からはじまり、多様な表現活動における発展的な活用段階へと利活用の幅を広げてきました。一方で、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に引き続き取り組む必要があります。

GIGAスクール構想第2期においても、子どもたちには、情報活用能力をはじめ、言語能力や問題発見・解決能力等、子どもたちがこれからの時代を生きていく上で基盤となる資質・能力の育成を図ることが重要です。そのためにはICTを活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実がより一層重視されています。

今後も、社会全体におけるICTの高度化の進展と、それに伴う教育現場におけるテクノロジー活用の更なる進展が予測されることから、引き続き、これらの変化に対応しながら、学校におけるICTの効果的な活用を進めるとともに、個別最適な学びの実現や、困難を抱える子どもの早期発見等につながるよう、教育データを効果的に利活用することが求められます。

今後の方向性

学校におけるICT活用をさらに進めるため、ICTを教育活動で用いる意識の一層の浸透を図るとともに、ICT活用に関する支援体制の充実を図ります。また、学校におけるICTの基本的な活用水準を向上し、さらに発展的な方法を工夫改善するという好循環を作り出すことができるよう、活用されているアプリやサービスの情報や使用例、先進的な取組等の横展開に取り組めます。加えて学習履歴等、教育データを学校現場で効果的に利活用できるようにするための取組を進めます。

さまざまな学習活動において1人1台タブレット端末等、情報機器の活用を進めることにより、子どもたちが情報機器の基本的な操作や活用方法を習得できるよう取り組むとともに、インターネット等から必要な情報を収集し、その適否を判断し、適切に創造・発信する力の育成を図ります。なお、ICTの活用にあたっては、ICTを活用すること自体が目的化してしまわないよう留意し、教育効果を考えながら有効に活用していきます。

取組内容

- ① 授業や家庭学習といった学習活動に、ICT を効果的に活用して、基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を養うとともに、自ら課題を発見し解決していく学習を進めます。
- ② 教育活動や校務において、ICT 活用の効果を最大限に発揮するため、ICT 活用を進めることで生じ得るリスクに配慮しつつ、ICT を活用した試行的な取組を積極的に行い、新たなアイデアの創出やさまざまな課題の解消を図ります。
- ③ 情報モラル教育、デジタル・シチズンシップ教育※1、情報セキュリティ教育をはじめとした、情報を正しく理解し、発信する情報活用能力を育む情報教育を進めます。
- ④ 子ども一人ひとりの特性や学習進度等に応じて、指導方法、教材、学習時間を柔軟に設定し、「指導の個別化」を進めます。
- ⑤ 基礎的・基本的な知識及び技能を土台に、子どもの興味・関心に合わせた探究的な学習に取り組む機会を設け、子どもたち一人ひとりに応じた学習活動や課題を提供することにより、子ども自身が学び方を調整する「学習の個性化」を実現します。
- ⑥ プログラミング的思考※2を育むプログラミング教育を充実します。
- ⑦ ICT を活用した教育実践や情報教育、校務の情報化を進めるため、教職員研修の充実を図るほか、企業や大学との連携を継続し、経年的なデータを元に検証を行うとともに、有識者による効果検証を実施するなど改善方策に努めます。
- ⑧ 高速通信ネットワークや情報機器等の ICT 環境・情報基盤を維持・更新するとともに、デジタル技術の進展に応じたものとなるよう、取組を進めます。

GIGA スクール構想
におけるタブレット
端末の活用について



評価指標

評価する際の指標		現状値 (R6)	目標値 (R10)
活動	・ ICT の活用に関する支援体制の充実 (ICT 支援員派遣や遠隔支援等の回数)	529 回	1000 回
成果	・ 教育データの利活用を通じて、学習指導や 校務効率化に取り組んだ学校の割合	72%	100%

【参考】令和7年度まで 小学校 36 校 中学校 11 校 令和8年度から学校再編により 小学校 31 校 中学校 11 校

達成をめざす SDGs



※1 デジタル社会において責任ある市民として行動し、積極的に社会参加をするための能力を育む教育

※2 目的を達成するために、必要な手順を論理的に組み立て、実行し、うまくいかなければ原因を特定して直す考え方

基本方針Ⅰ

一人ひとりの個性を大切に、社会の持続的な発展に向けて学び続け
未来を切り拓く子どもを育てます

<外国人児童生徒教育>

6 外国人児童生徒教育の推進

担当課：子ども支援研究センター

現状と課題

松阪市内公立小中学校に在籍する外国籍の児童生徒数は、新型コロナウイルス感染症の収束とともに再び増加に転じ、令和6（2024）年5月1日現在、347人となるなど、今後も増加することが予想されます。

市では、外国人児童生徒のための初期適応支援教室「いっぽ」※1や外国人幼児のための就学前支援教室「ふたば」※2を設置することにより、外国人児童生徒への適応支援、初期的な日本語指導の体制を整備してきました。これにより、初期段階での学校生活への不安解消には成功しつつも、一方では、学習言語の理解に時間がかかることや家庭での学びの継続が難しいことなどから、教科の学習内容が定着しにくい外国人児童生徒の姿もあります。また、高等学校に進学した外国人生徒の中には、さまざまな事情により中途退学してしまう子どもも少なくありません。

外国につながる全ての子どもたちが共生社会の一員として、将来の松阪市を形成する大切な存在であることを前提に、義務教育段階での学力保障、進路保障の取組の充実、多文化共生教育の充実に加えて、就学前段階や高等学校段階、さらには高等学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援体制の構築が求められています。

今後の方向性

外国につながる全ての子どもたちが、安心して学校生活を送り、自分の進路に向けて意欲的に取り組めるよう、さらに日本語指導や適応支援の体制を整備します。また、幼稚園、保育園、認定こども園、高等学校等と連携し、学力保障・進路保障に向け、体系的な支援体制の構築を図ります。さらに、全ての子どもたちが互いの違いを認め合えるよう多文化共生教育を推進します。

取組内容

- ① 母語スタッフ（通訳）を日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する小中学校に効果的に配置し、外国人児童生徒の学習面や生活面の適応支援の充実を図ります。

※1 初来日する外国にルーツのある就学年齢の子どもを対象にした教室。ひらがな、カタカナ、小学校低学年の漢字の読み書きや日本語のコミュニケーションなど、初期の学校生活への適応支援を行う

※2 小学校入学前の外国にルーツのある子どもを対象とした集中的な初期日本語学習等を行う教室。また、同時に保護者へ日本の学校生活についての情報発信等を行う

- ②子どもたちが、学校生活の中で多様な文化や価値観を共有し、多文化共生について理解を深めることができるよう、母語スタッフ（通訳）を講師として派遣し、外国人児童生徒の出身国の文化や生活習慣等、多様な価値観や文化的背景について学ぶ取組を推進します。
- ③全ての小中学校で互いの文化を尊重し合い、さまざまな課題に対して協働していくことのできる環境を構築していきます。
- ④進路ガイダンス等を開催し、外国人児童生徒、保護者に高校進学に関する適切な情報を提供するとともに、進学就職について相談できる機会を設けます。
- ⑤国際教室、在籍学級等において ICT を活用した学習支援を行うことで、外国人児童生徒の日本語学習、教科学習への参加意欲を高め、学力向上につなげていきます。あわせて県主催の日本語教育オンライン授業※3への積極的な参加を支援します。
- ⑥日本語指導、JSL カリキュラム※4を生かした授業づくり等の研修会を行い、教職員の実践的指導力の向上をめざします。
- ⑦戸別訪問を通して外国人の子どもの就学実態調査を行い、個々の就学状況、教育環境を正確に掴み、具体的な教育支援につなげていきます。
- ⑧幼稚園、保育園、認定こども園、高等学校等と連携し、外国人児童生徒の学力保障・進路保障の取組を推進していきます。

初期適応支援教室
「いっぽ」



評価指標

評価する際の指標		現状値 (R6)	目標値 (R10)
活動	・外国人児童生徒教育に関わる研修会等の開催回数	9 回	9 回
成果	・多文化共生の視点に立った人権学習への講師派遣回数	20 回	30 回

【参考】令和7年度まで 小学校 36 校 中学校 11 校 令和8年度から学校再編により 小学校 31 校 中学校 11 校

達成をめざす SDGs



- ※3 県教育委員会所属の外国人児童生徒巡回相談員によるオンラインでの日本語指導等の適応指導や、県教育委員会の委託を受けた民間事業者が、複数の児童生徒との同時双方向の遠隔授業により、日本語指導や学習支援を行う「民間事業者を講師としたオンライン日本語教育」
- ※4 Japanese as a Second Language の略。日本語の力が不十分な児童生徒に対して学習活動に参加するための力を育てることをねらいとしたカリキュラムを用いた指導方法

基本方針Ⅰ

一人ひとりの個性を大切に、社会の持続的な発展に向けて学び続け
未来を切り拓く子どもを育てます

<特別支援教育>

7 特別支援教育の推進

現状と課題

担当課：学校支援課

少子化により児童生徒数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まりや障がいのある子どもの就学先決定の仕組みに関する制度の改正により、全国的に特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加しています。松阪市においても、特別な支援を必要とする子どもが増加し、通常の学級に在籍しながら通級※Ⅰによる指導を受ける児童生徒数も増加しています。

このことに伴い、子どもの障がいの状態や特性に応じた多様な学びの場の一層の充実や、それぞれの子どもが抱える課題に適切に対応するための教職員の専門性の向上、専門家や関係機関等との効果的な連携がより重要になっています。本市では、全ての学校で通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちの「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成が進められており、計画に基づいたきめ細やかな指導・支援が引き継がれるよう努めてきました。また、特別支援学校に在籍する子どもが、地域とのつながりを維持・継続できるよう、特別支援学校小・中学部の子もたちが、地域の小・中学校に「副籍（副次的な籍）※Ⅱ」を置き、交流及び共同学習を行っています。

今後の方向性

特別な支援を必要とする子どもの自立と社会参画に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備するとともに、そのもてる力や可能性を伸ばし、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導と必要な支援の充実をめざします。

また、早期から一貫した指導・支援を行い、幼児期から学齢期・社会参画に至るまでの長期的な視点に立って途切れない支援の取組を進めます。

さらに、ICTを活用した学びを積極的に導入することにより、障がいの状態や特性に応じた一人ひとりに合った学び方を保障し、より柔軟で効果的な学びの環境を整備します。

取組内容

- ① 特別な支援を必要とする子どもの教育的ニーズに応えるために、校内支援委員会において「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成・活用するとともに、進級や進学、転学時の引継ぎにも役立てるなど、途切れない支援を行います。

※Ⅰ 通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行い、「通級指導教室」といった特別の場で行う個々の障がいの状態に応じた特別の指導のこと

※Ⅱ 特別支援学校に在籍する全ての児童生徒が、居住地の小・中学校の学級に置く副次的な籍により、組織的に居住地域とのつながりの維持・継続を図る仕組みのこと

- ② 全ての教職員が専門的な知識を高め、適切な指導・支援が行えるよう研修会等を実施し、校内支援体制の整備を推進します。
- ③ 県立松阪あゆみ特別支援学校や子ども発達総合支援センター（そだちの丘）、医療・福祉機関等との連携をさらに進めます。
- ④ 教職員・保護者が、特別支援学校における地域支援や専門相談員・専門技師等による相談を積極的に活用し、支援体制の充実を図ります。
- ⑤ 通常の学級に在籍している生活上又は学習上困難を有する子どもに対する、一人ひとりの教育的ニーズに応えるために、通級指導教室における指導のより一層の充実を図ります。
- ⑥ 障がいの有無にかかわらず、児童生徒が互いに目標をもちながら、同じ場所で共に学ぶ「交流及び共同学習」の在り方を周知するとともに、副籍による「交流及び共同学習」の一層の推進を図ります。
- ⑦ 医療的ケアが必要な児童生徒等について、適切な支援が行えるよう、学校や関係機関との連携を進めます。
- ⑧ 学校や学級、個の支援を要する状況に応じて、学校生活アシスタントやメディカルサポートアシスタント※3の適切な配置を行います。
- ⑨ 学習内容の理解の促進と学習意欲の向上を図るため、児童生徒の障がいの状態や特性に応じた教科等の指導や特別支援学級で行う自立活動の指導において、動画教材、デジタル教科書、操作型教材等の活用を進めます。



評価指標

評価する際の指標		現状値 (R6)	目標値 (R10)
活動	・ 特別な支援が必要な児童生徒の支援のために専門相談員による巡回相談※4や、指導主事を活用した回数	83 回	115 回
成果	・ 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の「個別の教育支援計画」または「個別の指導計画」を作成した児童生徒の割合	小 65.5% 中 67.1%	小 100% 中 100%

【参考】令和7年度まで 小学校 36 校 中学校 11 校 令和8年度から学校再編により 小学校 31 校 中学校 11 校

達成をめざす SDGs



※3 小中学校において医療的ケアを実施するために配置された看護師

※4 専門相談員の巡回相談、特別支援学校教員の巡回相談

基本方針 2

誰一人取り残さない社会の実現に向け、ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<豊かな心>

8 道徳教育の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

現代社会は急速な変化を遂げており、情報化や多様化が進む中で、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことの重要性が高まっています。道徳教育は、知識及び技能の習得とともに、人格の形成を支える重要な柱であり、社会の一員として人間としてのあり方や生き方を育み、よりよい社会を実現しようとする態度を養いながら、柔軟に適応する力をつけることがより一層重要な課題とされています。

これらの力を育むために、児童生徒一人ひとりが、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、他者とかかわりながら自己の生き方について考えを深め、主体的に学び、人とのつながりや、社会とのかかわりを育む活動がこれまで以上に教育活動全体を通じて行われることが重要となってきます。

今後の方向性

よりよい社会と幸福な人生すなわち、子どもたちのウェルビーイングを自ら創り出していくために、答えが一つではない道徳的な課題を投げかけ、一人ひとりの子どもが自分自身の問題として捉え向き合う「考え、議論する道徳」の質的な充実を図ります。

また、子どもたちを取り巻く情報通信技術の発展と子どもの生活の変化により、家庭・地域・学校と連携を図りながら人と人とのつながりを大切にし、社会奉仕体験活動や自然体験活動、地域住民との触れ合い等を通して、他者を思いやる心や、かけがえのない自他の生命を尊重することや、対話を通じて自ら感じ、考え、協働しながら、よりよい方向をめざす資質・能力を計画的・発展的に育みます。

取組内容

- ① 主に教材として教科書を活用しながら、実際に道徳的な判断を必要とする状況を体験的に学べる活動を取り入れ、相手の立場を考えられる道徳教育の充実を図ります。
- ② 様々な事柄において、自分自身の問題として捉え、異なる立場や価値観を尊重しながら他者と対話や議論ができる教材の工夫を図ります。
- ③ 「いじめの防止」については、現在の問題に対応できる資質・能力を育むために「自分自身ならどうするか」と自分自身と向き合うことや、「何ができるのか」と発展的に考えられる授業展開の充実を図ります。

- ④ 国際理解教育では、多様性を認め合いながら、共に生きる力を育むことをめざし、体験活動や問題解決的な学習を通して、教科等横断的な授業展開の工夫を図ります。
- ⑤ 社会奉仕活動や、地域住民との交流をもつなど、道徳的な価値観を実践的に学ぶ場面を設定し、子どもたちが主体的に活動に取り組み、自己有用感を得る経験ができる授業展開の工夫を図ります。
- ⑥ 法やきまりの意義を理解し、遵守することを通して、自分や他者の権利を大切に、社会の一員として実践的な態度を養うよう身近な場面をもとに考えたり話し合ったりする工夫を図ります。
- ⑦ 道徳教育が学校だけで完結するのではなく、家庭や地域と連携を図り、道徳教育の授業参観や、情報発信を行います。
- ⑧ 道徳教育推進教員を中心に、「道徳教育年間計画」等に基づいて、学校が一体となり学校教育全ての場面において子どもたちが学べる道徳教育に取り組みます。
- ⑨ 研修会の実施や、指導主事の学校訪問、三重県道徳教育アドバイザー等の外部講師による指導・助言を通じて教職員の指導力向上を図ります。

道徳教育の抜本的
改善・充実
(三重県教育委員会)



いじめ防止につながる
道徳教育の充実
(文部科学省)



評価指標

評価する際の指標		現状値 (R6)	目標値 (RIO)
活動	「道徳において、取り上げる題材を児童生徒自らが自分自身の問題として捉え、考え、話し合うような指導の工夫をしている」と回答した学校の割合 ※全国学力・学習状況調査で、「よくしている」と回答した学校数の割合	小 33.3% 中 36.4%	小 43% 中 58%
成果	「道徳の授業で、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査で、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 86.5% 中 92.8%	小 89% 中 94%

【参考】令和7年度まで 小学校 36 校 中学校 11 校 令和8年度から学校再編により 小学校 31 校 中学校 11 校

達成をめざす SDGs



基本方針 2

誰一人取り残さない社会の実現に向け、ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<豊かな心>

9 郷土教育の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

松阪市には、先人たちが残してきた豊かな自然や文化、歴史遺産等が豊富にあり、本居宣長をはじめとする本市や我が国の発展に貢献してきた郷土の偉人も多く輩出しています。本市の文化と伝統に学ぶ教育活動を通して、郷土に誇りと愛着をもち、郷土の偉人たちが汗した営みを学ぶことで、自らの未来を切り拓いていこうとする子どもたちを育てています。

現代は、人口減少や深刻さを増す少子高齢化、グローバル化の進展、地域コミュニティの希薄化等、さまざまな社会課題が存在しています。

こうした背景の下、地域が持続的に発展していくには、我が国の地域の歴史や文化、自然、伝統行事等に触れる機会を増やし、郷土に愛着や誇りを育むとともに地域社会の活性化を担う人材の育成が求められています。また、互いの文化や生活の違いを認め合い、我が国や郷土のよさについて誇りと自信をもって語り、発信することができる資質・能力の育成が必要です。

今後の方向性

地域教材を活用しながら、郷土松阪や地域社会について理解を深めるとともに、地域社会の一員として社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いや郷土に対する誇りと愛着を育みます。

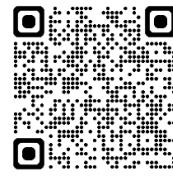
また、総合的な学習の時間等を核にして探究的な学びを充実させるとともに、コミュニティ・スクール※1と地域学校協働活動※2を一体的に展開することで、地域の文化や産業、地域課題等に関する学習を深めます。さらに、地域で活躍する人々との交流を通じて、実体験に基づく学びの機会を広げるなど、地域の「人」「もの」「こと」を生かした郷土教育を進めていきます。

※1 学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みのこと

※2 地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動

取組内容

- ①教職員を対象とした研修会等を開催することにより、社会科副読本「わたしたちの松阪市」や「郷土の偉人を知る」教材冊子を活用した郷土教育を推進します。また、関係施設と十分な連携を図り、子どもたちの学びを深めていきます。
- ②学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々なかかわりを通じて郷土教育を行える体制をつくります。
- ③学校が地域の多様な人材を効果的に活用できる体制を整え、地域と連携した郷土教育を推進します。
- ④総合的な学習の時間等において、地域の「人」「もの」「こと」に関する探究的な学びの研究を進めるとともに、身近な地域について学んだり、地域の抱える課題等について解決策を考えたりする地域学習を推進します。
- ⑤学んだ成果を学校・家庭・地域に発信し、ICTを活用して他地域の人々との交流を図ることで異文化理解を深め、我が国や郷土の魅力の再発見につなげる取組を推進します。

郷土の偉人冊子① (本居宣長)	郷土の偉人冊子② (松浦武四郎)	郷土の偉人冊子③ (蒲生氏郷)	郷土の偉人冊子④ (三井高利)
			

評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・教育内容と教育活動に必要な地域の「人」「もの」「こと」を効果的に組み合わせた指導計画を作成している学校の割合 ※全国学力・学習状況調査で、「よくしている」と回答した学校数の割合	62%	72%
成果	・「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と回答した児童生徒の割合	小 80.9% 中 77.9%	小 83.0% 中 79.1%

【参考】令和7年度まで 小学校36校 中学校11校 令和8年度から学校再編により 小学校31校 中学校11校

達成をめざすSDGs



基本方針 2

誰一人取り残さない社会の実現に向け、ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<豊かな心>

10 人権教育の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

人権教育は、全ての教育活動の中で行われるものであり、子どもたちに「自他の生命や人権を大切にする心」を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざしています。松阪市では、「松阪市人権教育基本方針」を策定し、あらゆる差別の解消に向けて、各校で人権教育の取組を進めてきました。

しかし、近年の社会の変化により人権課題はより多様化・複雑化しています。インターネットや SNS 等を通じた誹謗中傷やプライバシーの侵害、性的マイノリティ※1に関する偏見、外国にルーツをもつ人々に対する無理解等、現代的で見えにくい差別が子どもたちの身近なところにも存在しています。

こうした状況を踏まえ、子どもたちが人権についての理解と認識を深め、不確かな情報に惑わされることなく、差別的な言動に対して適切な行動がとれるよう取組を進めていく必要があります。

また、学校・家庭・地域が連携し、中学校区を単位とした「差別を許さない地域づくり」の推進が求められています。

さらに、教職員の世代交代が進み、若手教職員が増加する中で、全ての教職員の確かな人権感覚と指導力の育成がより一層求められています。

今後の方向性

市内全ての学校で、人権教育カリキュラムに基づき、組織的・系統的に人権教育の推進を図ります。

また、教職員が人権感覚を磨き、全ての教育活動を通して、子どもたちの中に、平和な世界を希求し、自他の人権を尊重し守る実践行動ができる力を育めるよう努めていきます。

さらに、学校・家庭・地域が一体となって、協働しながら、人権尊重の地域づくりに向けた取組を進めます。

※1 性的少数者。からだの性とこころの性が一致しない人、性的指向が同性や両性に向いている人など、多様な性の中で、社会的には少数派となる人たちのこと

取組内容

- ① 9年間の人権教育カリキュラムに基づいて、全ての教職員が中学校区共通のねらいをもち、子どもの発達段階に応じた資質・能力を育成していきます。
- ② 一人ひとりの命や人権が尊重される学校づくりを推進するため、教職員の人権感覚の高揚や授業実践力を高めるための研修を支援します。
- ③ 子どもたちの生活の中にある不安や悩み、生活背景等を教師が掴み、学級等を基盤とした教育活動を通して、子どもたちがなかまとして認め合える関係を築き、差別をなくす行動ができるなかまづくりを推進します。
- ④ 性的指向・性自認に係る人権課題、外国人の人権課題等、個別的な人権課題について学習を進めます。
- ⑤ インターネットや SNS 等について、不確かな情報や偏見に惑わされない正しい知識と判断力を身につけられるよう学習を進めます。
- ⑥ 中学校区人権教育推進協議会等を活用し、学校・家庭・地域が協働しながら子どもを中心に据えた人権フォーラム活動等を展開することで、子どもたちが地域社会を形成する主権者として、主体的に「人権尊重の地域づくり」に参画できる教育を進めます。

松阪市人権教育
基本方針



評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・「人権教育実践レポート」を作成し、研修会等で交流した教職員の割合 ※校内研修会に参加する常勤教職員のうち	80.4%	100%
成果	・「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査で、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	82.1%	88%

【参考】令和7年度まで 小学校 36 校 中学校 11 校 令和8年度から学校再編により 小学校 31 校 中学校 11 校

達成をめざす SDGs



基本方針 2

誰一人取り残さない社会の実現に向け、ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<豊かな心>

Ⅱ キャリア教育の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

とどまることなく変化する社会の中で、子どもたちが希望をもち、自分自身の未来を切り拓いていくためには、変化を恐れず、柔軟に対応する力と態度を養うことが求められています。

子どもたちが、自分の言葉で自信をもって将来の夢や目標を語るためには、自分のよさに気づくことや、自己肯定感を醸成する機会を多くもつことが重要です。さらに、未知の知識や体験に関心をもち、主体的になかまと協働しながら学ぶことで、挑戦する力や、生涯にわたって学び続ける姿勢を育み、持続可能な社会の創り手としての基盤を築いていくことが求められます。

また、子どもたちが将来自立した社会人となるための基盤づくりとして、子どもたちにかかわる家庭や地域が学校と連携し、子どもたちに「生きる力」※1を育む学びの場を提供することが必要です。

そのためには、子どもたちが職業についての知識の習得だけでなく、体験を通じて自分自身の興味・関心を深め、自己理解を深めながら、主体的にキャリア形成に役立つ視点をもてるキャリア教育を推進していくことが重要です。

今後の方向性

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分自身の考えをもち、役割を果たしながら他者と協力・協働しながら社会に参画することができるよう、子どもたちの「人とのかかわる力」を育むことや、子どもたちが自分自身の強みや価値観を理解し、自己理解を深める活動を通じて、自己肯定感を育むことができるキャリア教育を推進していきます。

また、一人ひとりが自分らしく生きるためのキャリアを育むために、地域住民や地域の人材、企業等と連携し、地域の特色を生かした体験的な学習の充実を図りながらキャリア教育を進めていきます。

※1 基礎・基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力。自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性。たくましく生きるための健康や体力 など

取組内容

- ① 自分の興味や得意なことを知り、自分自身の可能性を肯定的に捉え、自己理解ができるようキャリア教育の充実を進めていきます。
- ② よりよい社会の実現を視野に入れ、主権者として主体的に社会に参画しようとする力を育む主権者教育の充実を進めていきます。
- ③ 自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活や持続可能な社会の実現に向けて、主体的に行動できるよう金融教育の充実を図ります。
- ④ 地域の企業や団体と連携し、職場体験・職場見学を通じて、働くことの意義や職業観を学ぶ機会の充実を図ります。
- ⑤ アントレプレナーシップ教育※2の充実を図り、自ら社会課題を見つけ、課題解決に向かって探究することができるように取り組みます。
- ⑥ 自分の将来の夢や未来への希望についてなかと語り合う機会を計画的に設け、発達段階に応じた進路指導を系統的行います。
- ⑦ キャリアパスポート※3を活用しながら、9年間の継続した学びがキャリア教育につながるよう工夫して取り組みます。
- ⑧ 相手の立場に立ち、相手の気持ちや考えを想像する力や、思いやりのある豊かな人間性を育むとともに、他者と対話し、かかわる機会を充実させることで人間関係形成能力を育みます。

キャリア教育の取組

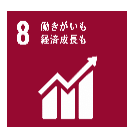


評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・職場体験や職場見学を行っている学校の割合	小 63.9% 中 81.8%	小 80% 中 100%
成果	・「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査で、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	73.4%	81.3%

【参考】令和7年度まで 小学校36校 中学校11校 令和8年度から学校再編により 小学校31校 中学校11校

達成をめざすSDGs



- ※2 自ら社会課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探究したりすることができる知識・能力・態度を身につける教育
- ※3 小学校から高校までのキャリア教育に係る諸活動について、特別活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見返したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ（ファイル等に入れて保存していくもの）のこと

基本方針 2

誰一人取り残さない社会の実現に向け、ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます。

<豊かな心>

12 環境教育の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

平均気温の上昇や強い降水現象の増加等の気候変動、無秩序な開発や気候変動等による生物多様性の損失、海洋ごみや有害化学物質による環境汚染といった問題が地球規模で切迫する中、SDGs（持続可能な開発目標）※1の目標実現や脱炭素型のライフスタイルへの変換等、さまざまな問題の解決に資するよう、持続可能な社会の創り手の育成が求められています。

松阪市では、平成13年度より学校エコチャレンジに取り組み、学校環境 ISO※2を取得するなど、子どもたちが主体となった環境教育を進めています。また、毎年6月5日の学校環境デーを中心に、各学校が創意工夫ある取組を実施しています。

持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力を育成するためには、知識の習得だけでなく、学びを深めていく過程が重要です。多様な他者との出会いや、体験活動を通して、環境問題と自らの暮らしとの関係について気づき、実際の行動への一歩につながる環境教育の取組を充実させていく必要があります。

今後の方向性

子どもたちが将来にわたり、安定してこの地球で暮らし、豊かな自然と生活の営みを続けていくためには、環境問題を地球的な視野で捉えるとともに、自分の問題として考え、身近なところから取り組もうとすることが大切です。また、環境の恵みを将来に引き継ぎ、環境問題の影響を将来に残さないという視点、持続可能な環境を全ての人に保障する視点を重視することで、社会全体のウェルビーイングにつなげていくことが重要です。

そのために、さまざまな教科等を通じて横断的に環境教育に取り組むとともに、地球環境問題に関わる国内外の動きに関心を持ち、学習活動や地域での体験活動に主体的に参加し、責任ある判断、行動ができる子どもたちを育てる環境教育を進めていきます。

※1 17の目標から構成され、2030年までに持続可能な社会を達成することをめざして、世界全体が経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための普遍的な目標として、2015年に国連で掲げられた国際目標

※2 環境保全のため行動することを宣言し、そのための計画を教職員、児童生徒が立案し、それに基づく積極的な行動、点検、見直しを行うシステムを構築する小学校及び中学校が「学校環境 ISO」として認定される

取組内容

- ①各学校において、それぞれの地域の特性を生かした環境教育に関する「全体計画」を作成します。
- ②子どもたちによる美化活動やボランティア活動等の自主的な活動を、家庭や地域、企業、団体等と連携して取り組みます。
- ③SDGsに関連する世界で起きている環境問題について、単に知識として得るだけでなく、自分の生活とのつながりに気づき、意識を高めることができるよう、体験活動等の充実を図ります。
- ④節水や節電、ゴミの削減、校内緑化等、自然環境と持続可能な社会の構築に配慮した学校(園)づくりを進めます。
- ⑤各教科、道徳科、総合的な学習の時間等を通じて、環境保全について教科等横断的に考えることで、自然愛護と人間の生き方についての学習を深めます。
- ⑥1人1台タブレット端末の教育環境を生かし、ペーパーレス化を進めていくなど、さまざまな環境課題に対し主体的に考え、学んでいくことのできる子どもたちを育成します。

第2次松阪市環境
基本計画
(こども版)



環境教育の取組
(三重県教育委員会)



評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・環境教育の「全体計画」を作成し、系統的・計画的に実践している学校の割合	84.1%	100%
成果	・「ごみの分別やりサイクルなど、身近な環境問題を意識して生活している」と回答した児童生徒の割合 ※小学5年・中学2年の児童生徒を対象としたアンケートより	小 85.7% 中 87.5%	小 89.7% 中 91.0%

【参考】令和7年度まで 小学校36校 中学校11校 令和8年度から学校再編により 小学校31校 中学校11校

達成をめざす SDGs



基本方針 2

誰一人取り残さない社会の実現に向け、ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<安全安心な学びの場> 13 生徒指導の充実

担当課：学校支援課

現状と課題

グローバル化や情報化の進展、生産年齢人口の減少により、社会構造や生活様式が大きく変化する中、子どもたちには、自分のよさや可能性を発揮しながら、変化に柔軟に対応し、多様な他者と協働して、主体的に人生を切り拓く力が求められています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、人とのかかわりが制限され、学校や地域の活動が縮小されたことで、子どもたちの不安や無力感が高まり、不登校や問題行動が全国的に増加しました。松阪市でも不登校の増加が懸念されたため、令和4年度から「いきいき学校プロジェクト」に取り組み、増加傾向に歯止めをかけることができましたが、依然として高い水準で推移しています。また、暴力行為などの問題行動も増加傾向にあります。

こうした状況を受け、本市では、子どもたちが安心して学び、健やかに成長できる環境づくりを進めるとともに、確かな学力や人間関係形成能力、意思決定力や課題対応力等を育成し、子どもたちの自己肯定感を高めることで、自ら課題を乗り越える力や社会性を育む取組の充実を図っています。

今後の方向性

子どもたちが、悩みや不安を一人で抱え込むことがないように、相談窓口の充実を図るとともに、子どもたちの社会的自立をめざし、途切れない支援体制の構築に向けた取組を進めていきます。

また、子どもたちの自己肯定感やソーシャルスキル※1を育むとともに、子どもたちが自身の心の状態を把握し、必要な支援を求めたり、適切な支援につながったりする力を育成するために、メンタルヘルス教育※2や相談体制の充実、教職員の資質向上を図っていきます。

これらの取組を通じて、子どもたちの心身の健康や、安全で安心な環境が保たれるよう、学校・家庭・地域が連携した支援体制の構築を進めていきます。

取組内容

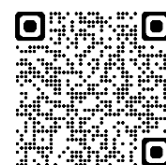
- ① 日頃からの見守りや家庭訪問、各種アンケート調査や教育相談等から子どもたちの状態を把握し、子どもたちが抱える課題の早期発見、早期対応につなげます。

※1 対人関係における目標を達成するために、適切かつ有効な技巧・行動・思考の総称のこと

※2 メンタルヘルスの知識やスキルを身につけるための教育で、心の健康を保ち、不調を予防・改善することをめざす

- ② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー※3、にじいろサポーター※4 など、相談・支援体制の充実を図るとともに、多様化、複雑化する子どもたちの課題に対し、一人ひとりの社会的自立に向けた適切な対応や支援の実現に向け、家庭や地域、関係機関と連携した取組を進めます。
- ③ 自己理解や他者理解を基盤とした子どもたちの自己肯定感やソーシャルスキルを育む取組を進め、人間関係形成能力や社会性、かかわりの力を育むための取組を進めます。
- ④ Q-U※5（学級満足度尺度調査）を活用し、子どもたち一人ひとりや学級の実態に応じた指導・支援を行うことで、子どもたちの社会的資質・能力の伸長や自己肯定感の涵養、望ましい学級づくりのための取組を進めます。
- ⑤ 子どもたちがメンタルヘルスに関心をもち、日常的に自身の心の状態を把握して必要な支援を求めることができるよう、メンタルヘルス教育を進めるとともに、1人1台タブレット端末を利用して、子どもたちの心の状態の変化を早期に発見し、教員や支援員等による迅速な支援につなげるなど、心のウェルビーイングの向上を図ります。
- ⑥ 学校・家庭・地域が連携し、子どもたちがインターネットやSNSの利用にかかわるルールやマナー等の情報モラルを身につけるための取組を進めます。

5つのチャレンジ
規則正しい生活習慣



評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 63.6% 中 72.6%	小 70.0% 中 80.0%
成果	・Q-U（学級満足度尺度調査）において、自分の学級の状態に満足している児童生徒の割合	68.0%	69.5%

【参考】令和7年度まで 小学校36校 中学校11校 令和8年度から学校再編により 小学校31校 中学校11校

達成をめざすSDGs



- ※3 小中学校の要請により県教委から派遣され、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけて支援を行う
- ※4 教員や心理等の資格を有する者を中学校区に複数配置し、小中間の情報共有や、中1ギャップの未然防止・解消をはじめ、不登校やいじめ、暴力行為等により、心に悩みや不安を抱えている児童生徒の直接的な支援や相談業務を行う
- ※5 学校生活における児童生徒の満足感や意欲、学級集団の状態等を質問紙によって測定する調査で、児童生徒や学級の状態の客観的・多面的な理解に活用でき、いじめや不登校、学級の荒れ等の未然防止に役立てることができる。また、教育活動や学級経営を検証したり、困難な状況にある学級に対する組織的な対応策を検討する客観的データとして活用したりすることもできる

基本方針 2

誰一人取り残さない社会の実現に向け、ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<安全安心な学びの場> 14 安全教育の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

全国的に子どもたちがかわる交通事故や、子どもたちが被害者となる犯罪、不審者事案は依然として後を絶たず、子どもたちへの安全教育は非常に重要な役割を担っています。加えて、児童虐待は子どもたちの健やかな成長に大きな影響を与え、発達に課題をもたらすことがあるため、未然防止の取組や、早期発見・早期対応が求められています。

令和6年度、松阪市において児童生徒が関係する交通事故は55件発生しました。児童生徒の命に関わるような事故はありませんが、厳しい状況が続いています。特に、交差点内で、自転車と車が接触する事故が大半を占めており、交差点における左右確認や一旦停止など、基本的なルールの徹底を図る交通安全教育を充実させる必要があります。また、市内の交通死亡事故も多く発生しており、安全・安心な地域づくりを進める上でも、交通安全教育のさらなる充実が求められています。

さらに、市では、不審者事案が減少していない状況があります。学校・家庭・地域・関係機関が連携し、地域社会全体で子どもたちを見守る体制を充実するとともに、子どもたちが「自分の命は自分で守る」ための危機予測・危機回避能力を身につける防犯教育が必要となっています。

今後の方向性

学校は、生活安全、交通安全などの安全教育を年間計画に位置づけ、実効的に取り組み、子どもたちが探究的、教科等横断的に学習し、正しい知識を身につけ、的確に行動できる能力や態度を養います。

交通安全については、将来にわたって交通事故の当事者とならないため、「とまどわず」等を活用し、幼児期から発達段階に応じた体験・実践型の交通安全教室を実施するとともに、家庭・地域と連携した指導に努めます。

不審者等の事案については、コミュニティ・スクールを核に地域社会全体で子どもたちを見守り、犯罪の起こりにくい地域づくりを計画的に進めていきます。

また、刻々と変化する自然状況や社会状況に対し、いかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動し、貢献しようとする態度を養います。

取組内容

- ① 学校（園）や子どもたちを取り巻くさまざまな安全上の課題や実情、地域の特性に即した「安全計画」及び「危機管理マニュアル」を作成し、発達段階に応じて、系統的かつ探究的な学習や訓練を行います。
- ② 「自他の生命の尊重」を基本理念に、保健体育領域や特別活動を中心に教科等横断的な視点で交通安全等の安全教育を実施します。
- ③ 交通安全教育指導員「とまとーず」等による交通安全教室を開催し、交通マナーや交通ルールを学んだり、実際に自転車を使用し、安全な乗り方や自転車の点検の仕方等を体験的に学んだりする学習を行います。
- ④ 学校（園）・家庭・地域・行政・警察等の関係機関が連携し、通学路の危険箇所を把握・改善する「松阪市通学路交通安全プログラム」を実施します。
- ⑤ 子どもたちが安心して登下校できるよう、教職員や保護者、地域ボランティアの方々と協力して、子どもたちの安全を見守る取組を行います。
- ⑥ 地域ぐるみで防犯意識を高め、不審者情報を学校・家庭・関係機関（警察・地域団体等）と共有・連携し、迅速な対応を図り、子どもたちの安全確保に取り組みます。
- ⑦ 地域に潜む危険性について、子どもたちが主体的に考える機会とするため、ICTを活用した安心安全マップを作成するなど、子どもたちの危機回避能力の育成に努めます。
- ⑧ 児童虐待防止に向け、こども家庭センターや児童相談所等の関係機関との連携を深めるとともに、必要に応じて警察とも協力し、子どもの保護・支援の取組を進めます。また、地域・保護者に対し、児童虐待防止についての教育や啓発を進めます。

交通安全教育指導員
「とまとーず」



評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・安全教室や防犯教室を実施している学校の割合	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
成果	・登下校時における交通事故発生件数	小 1件 中 37件	小 0件 中 0件

【参考】令和7年度まで 小学校 36校 中学校 11校 令和8年度から学校再編により 小学校 31校 中学校 11校

達成をめざす SDGs



基本方針 2

誰一人取り残さない社会の実現に向け、ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<安全安心な学びの場> 15 防災教育の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

近年、地球温暖化による気候変動の影響で、集中豪雨や局地的大雨、台風等による被害が全国的に発生しています。令和6年8月には、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」の運用を開始して以来、初めて「巨大地震注意」が発表されるなど、地震への警戒も高まっています。

松阪市は東西に広い市域を有しており、地域ごとに想定される災害が異なるため、各学校では地域の特性に応じた「防災マニュアル」を策定し、避難訓練や日常の教育活動の中で防災教育を実施しています。また、学びの過程で明らかになった課題に対しても適切に対応しています。さらに、地域や家庭でも防災への備えを見直す動きが広がっています。

実際に災害が発生した時、子どもたちが自身の命を守り、安全・安心な地域社会の形成者としての資質・能力を育むことができるよう、防災教育の充実を図っていくことが一層求められています。加えて、家庭や地域との連携を深め、災害時にも学びや人とのつながりを維持・継続できるよう、1人1台タブレット端末等、ICTの効果的な活用を進めていく必要があります。

今後の方向性

防災教育では、学校生活や地域での活動を通じて、防災・減災に関する知識や技能を身につけ、災害から自らの命を守り、被災時にも適切に対応できる力を育みます。

また、他者や地域の安全を支える意識をもち、主体的に行動できる資質・能力の育成をめざします。

学校（園）の取組を家庭や地域に発信し、連携・協働による学びを充実させることも重要であることから、災害時の被害を具体的に想定し、発達段階や地域の実情に応じた「地域とともにある防災教育」を推進します。

さらに、災害が起こった時の連絡・通信手段や、子どもたちが登校できない場合において学びやつながりを維持・継続するため、ICTの効果的な活用を進めるなど、災害発生時のあらゆる局面に対応できる実践的な防災教育の充実を図ります。

取組内容

- ① 地震、津波、土砂災害、局地的大雨等あらゆる状況を想定し、子どもたちの安全が守られるよう、「安全計画」や「危機管理マニュアル」の点検・見直しを行います。
- ② 家庭や地域、関係機関の協力を得ながら、各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動等、防災教育を計画的かつ組織的に進めます。
- ③ 防災ノートや ICT 教材等を活用し、実際に発生した自然災害や具体的な事例から学び、発達段階や学年の理解度に応じた防災教育を充実させます。
- ④ 小中学校においては、1人1台タブレット端末を活用し、社会科や理科、総合的な学習の時間等での学びを教科等横断的に結びつけながら防災教育を進めるとともに、子どもたちが自分の暮らす地域の防災について関心をもち、課題を見つけ、協働しながらよりよい方策を見出す探究的な学びを推進します。
- ⑤ 子どもたちが保護者や地域住民とともに防災訓練に参加するなど、発達段階に応じた家庭・地域連携型の防災教育を推進します。
- ⑥ 地域や関係機関と連携し、防災タウンウォッチングや防災マップづくりなどの体験型防災学習に取り組みます。
- ⑦ 災害発生時や、登校ができないなどの状況においても、子どもたちの命を守り、学びやつながりを継続できるよう、LTE モデルの1人1台タブレット端末を効果的に活用し、具体的かつ実行性のある防災訓練に取り組みます。

小中学校
全体防災訓練



評価指標

評価する際の指標		現状値 (R6)	目標値 (RIO)
活動	・「体験型防災学習」を実施した学校の割合 (地震体験車、煙体験、防災体験キット等)	小 86.1% 中 81.8%	小 100% 中 100%
成果	・「災害が起こった時、自分の命を守る行動ができる」と回答した児童生徒の割合 ※小学5年・中学2年の児童生徒を対象としたアンケートより	小 92.9% 中 92.1%	小 95.0% 中 95.0%

【参考】令和7年度まで 小学校 36 校 中学校 11 校 令和8年度から学校再編により 小学校 31 校 中学校 11 校

達成をめざす SDGs



基本方針 2

誰一人取り残さない社会の実現に向け、ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます。

<健やかな体> 16 体力の向上

担当課：学校教育課

現状と課題

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査※1」の結果等から、子どもたちの体力・運動能力が低下傾向にある状況や、活発に運動する子どもと運動をほとんどしない子どもの二極化等が指摘されています。また、新型コロナウイルス感染症対策による運動制限以降における体力・運動能力の低下も懸念されています。このような現状を踏まえ、基礎的な体力を高めるとともに、自ら運動をする意欲を培い、生涯にわたって運動に親しむ態度を養うことが大切となっています。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果の分析において、松阪市の子どもたちの体力・運動能力は、全国と比べて小学校・中学校ともに下回る状況※2にあります。

中学校の部活動については、スポーツを通して、体力の向上だけでなく、好ましい人間関係の構築や自己肯定感、連帯感、責任感の涵養等、子どもの自主的で多様な学びの場となる活動として取り組んでいます。しかしながら、少子化が進む中、これまでと同じ体制で運営することが難しくなっています。

子どもたちにとって望ましい継続可能な活動となり、スポーツ・運動を通じてウェルビーイングを実現するため、地域との連携や段階的な地域展開等、これからの部活動のあり方の検討が課題となっています。

今後の方向性

体育・保健体育の授業はもとより、学校行事や休み時間等を含め、学校教育活動全体を通して、子どもの実態や課題に応じた多様な運動機会の確保をしたり、各種運動の特性を理解した上で活動を実施したりするなど、スポーツ・運動指導の見直しを行っていくとともに、適切な運動習慣の確立に向けて、家庭との連携を深めていきます。

また、学校・家庭・地域が協働し、子どもたちの心身を健全に育成するため、学校及び地域におけるスポーツ活動の充実に向けて取組を進めていきます。

※1 小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の5年生全員、中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校及び特別支援学校中学部の2年生全員を対象として実施（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）

※2 「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における体力合計点による比較

取組内容

- ① 発育や発達段階に応じた指導方法を研究し、遊びやスポーツとの出会いを大切にしながら、体力・運動能力の向上に努めます。
- ② 体力テスト※3の結果を継続的に記録し、子どもたちが自らの成長を確認できるようにするとともに、バランスよく体力が向上するよう取り組みます。
- ③ 子どもや教職員、保護者が、スポーツ傷害の予防や栄養指導等について学ぶことができるよう、スポーツ医・科学の専門家による研修会等への参加を促します。
- ④ スポーツにかかわる多様なニーズに応えるために、公的施設あるいは民間施設を利用した体育・保健体育の指導や部活動の運営を検討していきます。
- ⑤ 部活動指導員や部活動ボランティア等の外部の指導者を活用し、地域と連携した部活動を推進していくとともに、段階的な地域展開に向けて、各競技関係団体等との連携を図ります。

新体力テスト実施要領
(スポーツ庁)



評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・これまでの体力テストの結果を活用し、児童生徒が自身の体力の成長を把握できる取組をしている学校の割合 ※三重県教育委員会「小学校体育・中学校保健体育等実態調査」より	63.8%	85.7%
成果	・体力テストの総合評価が「A～C」の児童生徒の割合 ※「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が、「A～E」の5段階のうち上位3段階である「A～C」の割合	67.9%	70.1%

【参考】令和7年度まで 小学校36校 中学校11校 令和8年度から学校再編により 小学校31校 中学校11校

達成をめざすSDGs



※3 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン(持久走)、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ(ハンドボール投げ)の8項目実施(スポーツ庁「新体力テスト実施要項」)

基本方針 2

誰一人取り残さない社会の実現に向け、ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<健やかな体>

17 健康教育の推進

担当課：学校教育課

現状と課題

各学校(園)では、養護教諭等が中心となり学校保健委員会等において、子どもたちに健康的な生活習慣の確立や、健康課題の解決に向けた取組を進めています。また、松阪市においても、平成 27 年 4 月「松阪市歯と口腔の健康づくり推進条例」の施行に伴い、令和 6 年度末時点で、小学校全 36 校、中学校 5 校にフッ化物洗口を導入し、生涯にわたる口腔の健康づくりを推進しています。

その一方で、子どもたちを取り巻く生活環境の変化により、就寝時間など生活習慣が不規則となり、子どもたちの心身の健康に影響を及ぼしつつあります。そのため、自らの身体の成長にとって大切な食事や睡眠、運動、歯磨き等、健康的な生活習慣を確立することが求められています。

また、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用や性非行、ネットやスマホ依存、過度なダイエット、自傷行為等、子どもたちの心身の健康に影響をおよぼすさまざまな課題が生じています。さらに、年々増加しているアレルギー疾患、異常気象による熱中症、新たな感染症等、多様化する健康課題への対応や対策が求められています。このような課題に適切に対応するため、学校(園)において、家庭や関係機関等と連携をさらに深め、それぞれの役割を明確化した体制づくりが求められています。

今後の方向性

子どもたちが、持続可能な社会の創り手として、生涯を通して充実した生活を送ることができるよう、心身の発達や健康状態等について理解し、健康の保持増進に努めるとともに、心身の健康問題に適切に対処できる自己管理能力を育成していきます。

取組内容

- ①「生活習慣・読書習慣チェックシート」を活用し、睡眠や食事、運動、ゲーム等、日々の生活習慣を振り返りながら、家庭とともに健康的な生活習慣の確立に取り組みます。
- ②児童生徒が1人1台タブレット端末を活用するにあたっては、視力や姿勢、睡眠への影響等、児童生徒の健康に配慮した取組を家庭とともに進めます。

- ③ 生活習慣病、視力低下、う歯、食中毒、感染症、その他の疾病等の早期発見や早期治療、予防対策を行います。
- ④ さまざまな感染症について、性に関する指導の視点も踏まえ、正しく理解し、適切な判断や対応・対策ができる能力を育成するとともに、子どもたち一人ひとりに寄り添った取組を進めます。
- ⑤ 飲酒や喫煙、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用、性の問題行動等に関する教育について、外部指導者を活用するなど、計画的に取り組めます。
- ⑥ アレルギー疾患への対応について、家庭や医療機関等と連携を密にして、教職員の共通理解を深めます。
- ⑦ 保健調査や健康診断の結果等から、子どもたちの健康状態と健康課題を把握し、保健学習や保健指導の資料として活用します。
- ⑧ 健康課題の解決に向けて、学校保健委員会が中心となり、健康教育の指導体制や心のケアを図るため相談体制を充実します。

松阪市フッ化物
洗口事業



評価指標

評価する際の指標		現状値 (R6)	目標値 (RIO)
活動	・学校医・学校歯科医・学校薬剤師と連携した学校保健委員会を開催している学校の割合 ※三重県教育委員会「学校保健委員会設置状況等調査」より	小 75.0% 中 54.5%	小 100% 中 81.8%
成果	・「毎日、同じくらいの時間に寝ている」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査で、「している」「どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合	小 78.8% 中 81.8%	小 80.0% 中 83.0%

【参考】令和7年度まで 小学校 36 校 中学校 11 校 令和8年度から学校再編により 小学校 31 校 中学校 11 校

達成をめざす SDGs



基本方針 2

誰一人取り残さない社会の実現に向け、ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<健やかな体>

18 食育の推進

担当課：給食管理課、学校教育課

現状と課題

家庭生活や生活様式の多様化等に伴い、偏った栄養摂取、不規則な食事、朝食の欠食等、子どもたちの食生活にさまざまな課題がみられます。コロナ禍を経てその課題は顕著になってきており、全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合は、令和3年度以降、低くなってきている状況にあることから、家庭と連携した取組を進めていく必要があります。

また、食物アレルギーのある子どもたちは増加傾向にあり、学校給食において、安全性を最優先した適切な対応がより一層求められています。

学校給食における地場産物については、地域の自然や文化、産業に携わる生産者とかかわりから、郷土愛を育むことや身近な食生活を理解していく上で優先して使用していく必要があります。現状、旬の地場産物を取り入れた「ちゃちゃもランチ」等を実施していますが、生産者の減少や物価高騰で地場産物の使用が困難な状況となっています。

各学校(園)では、食育担当教員や栄養教諭等を中心に、「食に関する全体計画」の作成や指導体制の整備、教材や指導方法の研究等に取り組んでいます。このように、子どもたちが食に関する正しい知識と健全な食生活を実践できる資質・能力を身につけるよう、食育を進めています。

今後の方向性

子どもたちが持続可能な社会の創り手として、将来にわたって健康に生活していくため、その基礎となる体づくりには、食の自己管理能力や望ましい食習慣を身につけることが大切になります。

そのため、学校教育活動全体を通じて食育を推進することで、栄養バランスのよい食事のとり方や生活習慣の確立等について、正しい知識・情報に基づいて自ら判断し、実践する力を身につけることができるよう取り組みます。

また、朝食をとることの大切さを含め、望ましい食習慣については、家庭との連携のもと取組を進めていく必要があるため、給食だよりや保健だより等を通じて、児童生徒の実態を共有するなど、食についての啓発を進めていきます。

学校給食では、四季に合わせた行事食、郷土料理等の食文化に触れられる給食を実施するなど、「生きた教材」として活用していきます。また、残食削減の活動を通して、食品ロス削減の取組を進めます。

取組内容

- ① 望ましい食習慣を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるよう、学校教育全体で食育に取り組み、子どもたちへの食に関する指導を充実するとともに、家庭への啓発を進めていきます。
- ② 学校(園)が家庭、地域と連携して、学校給食と関連したさまざまな食に関するイベントを開催します。
- ③ 学校給食が食育の生きた教材として活用されるよう、魅力ある給食のあり方について検討します。
- ④ 学校給食では、地場産物を優先的に使用し、動画等を活用して生産者の努力や思いを子どもたちに届ける機会をもち、残食の削減に努めます。
- ⑤ 食物アレルギーに係る安全性を最優先に、適切な対応ができるよう、関係職員対象に研修会を開催するとともに、保護者ときめ細やかな連携に努めます。

食材の産地公表



評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・栄養教諭等とともに行った各クラスにおける食育授業の年間平均回数	1.88 回	2.5 回
成果	・「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査で、「している」「どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合	小 92.0% 中 90.9%	小 96% 中 92%

【参考】令和7年度まで 小学校 36 校 中学校 11 校 令和8年度から学校再編により 小学校 31 校 中学校 11 校

達成をめざす SDGs



基本方針 3

夢と希望をもち、可能性を最大限に発揮できるよう、地域とともに子どもたちの学びと育ちを支える教育環境の整備をめざします

<学びを支える学校>

19 地域とともにある学校づくりの推進

担当課：学校支援課

現状と課題

地域社会のつながりの希薄化等により、教育力の低下や子どもたちの規範意識に関する課題が顕在化し、学校が抱える課題も複雑化・困難化しています。学習指導要領では、持続可能な社会の創り手の育成に向け、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要とされており、学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもたちの資質・能力を育むことが求められています。

松阪市では全ての小中学校にコミュニティ・スクール※1を導入し、学校が保護者や地域住民と連携・協働して教育活動や学校運営の質的向上を図るとともに、地域ぐるみで子どもたちの豊かな成長を支える活動を推進しています。その取組の一つである地域学校協働活動※2が充実する一方で、コミュニティ・スクールの趣旨や、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を連動させていくことの重要性等については、十分に浸透しているとは言い難い状況です。

今後は、コミュニティ・スクールの目的や効果の理解を広げ、学校や地域の実情に応じた特色ある取組の展開を進めるため、教職員・保護者・地域住民等への周知を継続していくことが必要です。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を両輪とした「地域とともにある学校づくり」を通じて、地域ぐるみで持続可能な社会の創り手を育む体制づくりが求められています。

今後の方向性

持続可能な社会の創り手を育むために、子どもたちが主体的に社会とかかわり、よりよい未来社会を自ら切り拓いていこうとする態度を涵養することが重要です。

そのために、教育の当事者として学校運営に参画する学校運営協議会※3の委員が中心となり、協議内容や取組内容等を積極的に配信し、学校・家庭・地域が互いに支え合いながら、それぞれの役割を果たすことができる体制づくりを進めます。

また、特色ある取組を周知することで、さまざまな立場・幅広い世代の大人が地域学校協働活動に参画する風土を醸成し、子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築を図ります。

※1、2 27 ページの注釈参照

※3 法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。コミュニティ・スクール導入校に置かれる

取組内容

- ① 各小中学校の管理職を対象に、地域とともにある学校づくりに係る研修会等を実施し、教職員、保護者、地域住民等が協働できる体制づくりを推進します。
- ② 教職員を対象にカリキュラム・マネジメントの充実に係る研修を進め、生活科や総合的な学習の時間を中心に、地域住民や企業等のさまざまな専門知識・能力をもった地域人材を活用した探究的な学習の充実に努めます。
- ③ 学校を核とした地域活動の企画・調整等を担うコーディネーターや学校運営協議会委員を対象に交流会や研修会等を実施し、コーディネーター等の資質向上及び各地域の先進事例の拡充に努めます。
- ④ 子どもたちの生活習慣の改善・向上や、自己肯定感等の向上を図るため、学校運営協議会における協議や熟議※4を通して、学校・家庭・地域が共通理解を深めたり、それぞれの役割を自覚したりすることができる取組の推進に努めます。
- ⑤ 家庭教育を支える必要性が高まっていることから、地域未来塾※5や家庭教育支援活動※6等について研究を進め、子育てに対する地域全体の意識の向上と支援の拡大が進むよう支援します。

3者の強みを 生かして取組もう	地域とともにある 学校づくり	コミュニティ・ スクールとは	コミュニティ・ スクールの取組
			

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R6)	目標値 (R10)
活動	・教職員や学校運営協議会委員、保護者、地域住民等の多様な人が集まって、熟議を年に1回以上実施している学校運営協議会の割合	〇% (R7)	〇%
成果	・「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解が深まった」と回答した学校の割合 ※全国学力・学習状況調査で「そう思う」と回答した学校の割合	48.9%	73.8%

【参考】令和7年度まで 35 運営協議会 令和8年度から 30 運営協議会

達成をめざす SDGs



- ※4 多くの当事者（保護者、教員、地域住民等）が集まって、よりよい集団（学校）生活や人間関係を築くために、「自主的、実践的な活動」を「話し合い」を重ねながら生み出そうとする取組
- ※5 全ての児童生徒を対象に、教員 OB や大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援
- ※6 寄り添いが必要な子ども、不登校傾向のある子ども等への対応について、保護者が学び合う機会づくり等

基本方針3

夢と希望をもち、可能性を最大限に発揮できるよう、地域とともに子どもたちの学びと育ちを支える教育環境の整備をめざします

<学びを支える学校>

20 教職員が働きやすい環境づくり

担当課：学校教育課

現状と課題

近年、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、特別な支援を必要とする児童生徒や不登校児童生徒、日本語指導が必要な外国人児童生徒への対応の増加等、学校の抱える課題がますます複雑化・多様化する中、学習指導要領の着実な実施をはじめ、学校教育の更なる充実が求められています。

こうした中、学校現場において教職員は日々子どもたちと真摯に向き合い、献身的な努力を重ねています。一方で、教職員の長時間労働の実態が明らかとなっており、全ての教職員がやりがいをもって、いきいきと働き続けられる環境を整えることが求められています。

そのためには、各学校の実情を踏まえ、時間外在校時間の削減に向けた課題を解消する取組を実施するなど、学校における働き方改革をより一層進めていく必要があります。

また、教職員のワークライフバランスやメンタルヘルスの観点から、学校における働きやすい職場づくりが求められています。子育てや介護等の理解や支援を含め、教職員どうしが互いを認め合い、さまざまなハラスメントがない、協力し合える組織風土の醸成を一層進める必要があります。

今後の方向性

教職員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りややりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、子どもたちのための質の高い授業づくりにかける時間や子どもたちと向き合う時間を確保し、学校教育の質の維持向上を図ります。

取組内容

- ① 地域学校協働活動※1を推進し、地域全体で子どもたちの学びの充実を図る体制を構築します。また、学校生活アシスタント、学校教育活動支援員、にじいろサポーター（児童生徒支援員）等の外部人材を確保し、教育の充実や迅速な課題解決に向けて、組織的に取り組めるよう学校を支援します。

※1 27 ページの注釈参照

- ② 学校や教職員が担う業務の役割分担や適正化を進めるとともに、調査・会議・研修等の見直しや、オンライン会議や掲示板・メールによる打合せの削減、各種調査のWeb アンケート化等、ICT を活用した業務の簡素化・効率化に取り組みます。
- ③ 1人1台タブレット端末の効果的な活用、統合型校務支援システム※2の円滑な運用やデジタル採点システムの導入等、校務等の効率化を図ります。
- ④ 全ての学校が取り組む「定時退校日の設定」「部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」に加え、「学校閉校日の設定」については、効率的な業務遂行や労働環境の改善のみならず、子どもたちや保護者、地域住民に対して「学校における働き方改革」への理解・協力を得る機会として推進していきます。
- ⑤ 部活動ガイドラインに基づき、活動時間の徹底や休養日の設定を行うとともに、部活動指導員や外部指導員の活用を推進し、適切な指導体制の整備を図ります。
- ⑥ 男性教職員の育児に関する諸制度の周知を図るなど、休暇を取得しやすい職場づくりを推進します。
- ⑦ セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントのない職場づくりを推進します。

三重県における
学校の働き方改革
(三重県教育委員会)



評価指標

評価する際の指標		現状値 (R6)	目標値 (R10)
活動	・ 衛生委員会等において、教職員の健康の保持増進を図るための協議を年間2回以上開催した学校の割合	77%	100%
成果	・ ストレスチェックにおける高ストレス判定者の割合	11.7%	9.7%

【参考】令和7年度まで 小学校36校 中学校11校 令和8年度から学校再編により 小学校31校 中学校11校

達成をめざす SDGs



※2 教員の業務を一元管理し効率化する ICT ツールであり、成績や出欠、健康情報等をまとめて扱うことで、教員の負担軽減と教育の質向上をめざす仕組みのこと

基本方針3

夢と希望をもち、可能性を最大限に発揮できるよう、地域とともに子どもたちの学びと育ちを支える教育環境の整備をめざします

<教職員の資質向上>

21 教職員研修の充実

担当課：子ども支援研究センター

現状と課題

教職員は、これからの社会を担う子どもたち一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支える伴走者として、教職に必要な素養、学習指導、生徒指導、特別な支援を必要とする子どもたちへの対応等の資質・能力の向上に向け、教職生涯を通じ学び続ける必要があります。

とりわけ、いじめへの対応、不登校児童生徒や特別な支援を必要とする子どもたち、外国人児童生徒への支援等、子どもたちを取り巻く課題の多様化、社会の変化に対応できる高い専門性と組織的に対応できる力が求められます。

また、経験豊かな教職員の退職と若手教職員の増加に伴い、学校における年齢構成が大きく変化していることから、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、若手教職員を育成することも重要です。

一方で、年々教育課題が多様化、困難化することに伴い、教職員の業務も多忙化し、意欲や自信が失われやすい状況にあります。そのため、教職員は自らの専門性や多様な子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導力を高め、信頼を確立するとともに、研修等を通じて教職員どうしが支え合い組織力を高めることが重要となります。これらのことから教職員のウェルビーイングの向上を図るとともに、学校(園)全体で教職員が支え合い、教育力が向上するよう、研修体制や指導体制づくりを進めていくことが一層重視されます。

今後の方向性

教育には、社会の発展に合わせて変えていくべき部分と、どの時代においても変わることなく大切にしていけるべき部分があります。それらをうまく絡み合わせてこそ、子どもたちは社会に適応し、人格を形成していくことができます。

教職員がこれまでの教育実践の蓄積を大切にしつつも、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、自律的に新しい知識や技能を学び続ける姿は、子どもたちにとって重要なロールモデル※1となります。また、教職員が子どもたち一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支える伴走者としての役割を果たすことは、

※1 他者にとって模範となる人物のこと

子どもたち一人ひとりが自分自身のよさや強みを生かして学びを深めることにつながります。このため、教職員が教職生活全体を通じて学び続けることができるよう、多様な学びの機会を提供します。

取組内容

- ① 教職員が主体的に研修する機会を保障するとともに、教職員のニーズと教育課題に応じた教職員研修講座を開催します。
- ② WEB 会議システムを活用した研修やオンデマンド型研修※2を効果的に実施し、教職員が自らの課題に応じて、どこでも研修を受けられる環境の整備を進めます。
- ③ 学習指導要領を踏まえた学習者中心の授業づくりに向けた専門的な知識及び技能の向上を図る研修を実施するとともに、児童生徒の情報活用能力の育成を図りつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をめざした好事例の共有・横展開を進めます。
- ④ 市内の教職員が、指導方法や教材教具、先進的な実践研究等について、互いに共有し研鑽できるよう研修体制を充実します。
- ⑤ 教職員の知見を広げ、人間性を豊かにすることを目的に、市内外への研修視察や社会体験、社会貢献活動への参加を支援します。

【教職員対象】
研修講座のお知らせ



評価指標

評価する際の指標		現状値 (R6)	目標値 (R10)
活動	・ オンライン等、多様な研修機会の提供回数	12 回	15 回
成果	・ 教職員研修講座の受講者の満足度 ※講座後のアンケートで、「満足」「どちらかという満足」と回答した受講者の割合	99.6%	100%

達成をめざす SDGs



※2 受講者が自分の都合に合わせて好きな時間・場所で学習できる研修のこと。従来の集合研修とは異なり、録画された講義や教材をオンラインで提供することで、柔軟な学習環境を実現する

基本方針 3

夢と希望をもち、可能性を最大限に発揮できるよう、地域とともに子どもたちの学びと育ちを支える教育環境の整備をめざします

<学校施設の充実>

22 学校施設の充実

担当課：教育総務課

現状と課題

学校施設は、子どもたちが学び、育ち、日々の生活を営む場であるとともに、地域住民の安全を守る避難所としての役割も担っています。松阪市では、現在、建築から50年以上が経過した校舎が37棟、30年以上50年未満の校舎が125棟あり、施設の老朽化が深刻な課題となっています。

このような状況の中、限られた財源のもとで、効率的かつ効果的な施設整備を進めることが求められています。加えて、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、すべての利用者にとって使いやすいバリアフリー化を推進することが重要です。

さらに、地震などの災害に備え、非構造部材（外壁、天井、照明器具など）の耐震化を進めるとともに、防災機能の強化を図ります。また、脱炭素社会の実現に向けて、学校施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、環境負荷の低減にも取り組みます。

今後の方向性

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地域のコミュニティ形成の拠点であり、災害時には避難所としての役割も担うなど、地域住民にとって最も身近な公共施設です。

このため、今後の施設整備においては、防災機能の強化やバリアフリー化を推進するとともに、地域の実情に応じて学校と地域社会との連携を踏まえ、施設を利用する全ての人が安全・安心に利用できるよう配慮した整備を進めます。

また、施設整備にあたっては、小規模修繕や「松阪市学校施設等長寿命化計画」に基づく長寿命化の推進を図ります。加えて、空きスペース等の有効活用を通じて、柔軟で効率的な施設運用をめざします。

取組内容

- ① 小中学校において、屋上・外壁等の校舎の経年劣化の修復や給排水設備・電気設備の更新を「松阪市学校施設等長寿命化計画」に基づき計画的に進めます。
- ② 施設の改築や大規模な改修等を行う際には、ユニバーサルデザインに配慮しながらエレベーターや多目的トイレ等を整備するとともに、児童生徒の実情に合わせて必要なバリアフリー化を実施します。
- ③ 外壁やサッシ、照明器具等の非構造部材の落下防止措置を実施し、防災機能強化を図るとともに、照明器具をLEDに変更することにより、エネルギー消費量の削減を促進します。

小中学校施設一覧表



評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・ 学校施設の防災機能強化実施箇所数	55 箇所	116 箇所
成果	・ 非構造部材の耐震対策実施済学校の割合	27.7%	38.1%

【参考】 令和7年度まで 小学校 36 校 中学校 11 校 令和8年度から学校再編により 小学校 31 校 中学校 11 校

達成をめざす SDGs



基本方針 3

夢と希望をもち、可能性を最大限に発揮できるよう、地域とともに子どもたちの学びと育ちを支える教育環境の整備をめざします

<小中学校の再編活性化>

23 小中学校の再編活性化

担当課：教育総務課 学校活性化推進室

現状と課題

市内小学校の児童数は、平成 21 年度の 9,373 人をピークに年々減少し、令和 7 年度は 7,307 人となり、ピーク時と比較して 2,066 人減少しています。この減少傾向は今後も加速すると予測されており、今後 5 年間に於いて 1,243 人の減少が推計されています。学級数は、年々減少を続ける一方で、複式学級※1 は年々増加傾向にあり、今後も増加する見込み（令和 8 年 4 月の学校再編により一時的に減少）です。

市内中学校の生徒数は、平成 17 年度の 4,358 人をピークに年々減少し、令和 7 年度は 3,827 人となり、ピーク時と比較して 531 人減少しています。この減少傾向は今後も加速すると予測されており、今後 5 年間に於いて 271 人の減少が推計されています。学級数は、複式学級が生じる見込みは現在のところないものの、年々減少が続いていきます。

児童生徒数の減少に起因する学校の小規模化は、学習・生活面では多様な学びの機会の減少、集団教育活動の制約、人間関係の固定化など、学校運営面では教員の配置が少ないことに伴う保護者や教員の一人当たりの役割の負担増など、学校運営や教育条件におけるさまざまな影響が懸念されることから、子どもたちにとって望ましい教育環境を整備することが求められています。

今後の方向性

学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、地域社会の担い手としての基本的資質を養うことを目的としており、単に教科等の知識や技能の習得だけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や判断力、表現力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身につけていくことが重要になります。このような教育活動は、一定の規模の集団で学び、さまざまな経験やバランスの取れた多くの教職員による指導・支援により得られるものです。

※1 複式学級＝2つの学年で編制される学級のこと。隣接する2学年の児童生徒数が小学校で16人（1年生を含む場合は8人）以下、中学校で8人以下となった場合に編制される

このようなことから、学校の小規模化に伴う複式学級の発生等の課題を最小化するとともに、松阪市がめざす学校教育と子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境を実現するために、小中学校の再編活性化を計画的に取り組む必要があります。

小中学校の再編活性化は、将来を担う子どもたちのため、子どもたちの豊かな学びの環境を充実させることを目的として行われるもので、学校運営や教育条件の改善など、より良い学校づくりに繋がっていくものです。

取組内容

- ①「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（令和5年3月策定）」に掲げる小中学校の適正規模・適正配置の考え方にに基づき、小中学校の再編活性化を計画的に進めることにより、将来を担う子どもたちの豊かな学びの環境を確保します。
- ②再編活性化を進めるにあたっては、児童生徒やその保護者、地域住民に対し、その必要性等を十分に説明し、一緒に考え、理解と協力を得るなど、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえて進めます。
- ③再編活性化に伴い使われなくなる学校施設及び跡地の活用については、地域住民の意向やニーズに基づき、多角的な視点から将来を見通した有効活用策を、地域住民と一緒に考えていきます。

松阪市立小中学校の 適正規模及び適正配置 に関する基本方針	松阪市立小中学校 再編活性化計画	～未来につなごう～ 「みんなの廃校」 プロジェクト
		

評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・基本方針及び基本計画に基づき再編活性化の協議を開始する対象校等の数	延べ11校	延べ17校
成果	・再編活性化の方向性が決定した対象校等の数	延べ8校	延べ17校

【参考】計画策定時の小中学校数：全47校（小学校36校、中学校11校）

達成をめざすSDGs



基本方針4

スポーツや文化の振興を図るとともに、全ての人が生涯を通じそれぞれのニーズに応じて学び、活躍できる環境づくりに努めます

<社会教育>

24 生涯学習の推進

担当課：生涯学習課

現状と課題

公民館は学びを深め、なかまをつくり、暮らしや文化を豊かに育む社会教育施設としての役割を担い、誰もがスポーツや趣味・文化を楽しめる場を提供し、市民の生涯学習を推進することで「人づくり」「地域づくり」に貢献しています。また、市民一人ひとりが「夢」や「いきがい」のある自己肯定感溢れる豊かな人生を送るために、生涯学習とのかかわりがますます重要となってきています。

公民館では昨今の多様化する市民ニーズに応えるため、様々な講座を実施しており、主体的に学ぶことができる施設として多くの市民に利用されています。

特に、自主的に活動する趣味サークルで利用されていることが多く、高齢者を中心とした年齢層の方々が多く利用しています。今後は、公民館が誰もが利用しやすい施設になるよう、利用に関しての見直しを図ることが重要です。若年層の利用率を向上させることで地域の世代間交流や新たな視点の発掘、地域社会への貢献意識の向上が期待でき、コミュニティ全体の活性化につながります。

令和8年4月より松阪、嬉野、三雲、飯南、飯高の5つの公民館を除く地区公民館が地域づくり活動の拠点として「地区コミュニティセンター」に変わりましたが、地区コミュニティセンターは地域づくり活動の拠点としての機能に加え、これまで地区公民館が実施してきた生涯学習の普及振興を引き継いで進めていく役割を担っています。

今後は、5つの公民館において広域的な市民を対象とした講座や事業を実施し、生涯学習の一層の推進を図るとともに、地区コミュニティセンターに対し、生涯学習活動の支援や助言等ができる体制づくりを行っていく必要があります。

また、デジタル技術の発達と活用が多方面で進み、オンライン会議等の効率的なコミュニケーションが可能であり、デジタルツールを活用した学習の導入等が進んでいます。

今後の方向性

地域交流の活性化や市民生活の質の向上を図るため、社会や地域の変化に応じた多様な講座を企画していく必要があります。生涯学習に対するニーズを把握・分析することで、多様化するニーズに応じた講座を提供していくとともに、学び続ける楽しさ

を提供できる場として、幅広い年代層に利用してもらえる公民館をめざします。

また、公民館と学校が連携することで地域全体に広がりのある学びの場を提供し、誰もが主体的に参加できる生涯学習を促進していきます。

取組内容

- ① 公民館では、「松阪市公民館のあり方等について（答申）」（令和6年12月）を踏まえ、誰もが利用しやすい施設となるよう、運営の方法等について検討していきます。
- ② 市民の身近な交流の場、学びの場、創造の場としての公民館施設の整備・充実に努めます。
- ③ 学校施設を活用し、地域における生涯学習の活動を支援します。
- ④ 公民館や地区コミュニティセンターは、公民館が実施する講座やプログラム等を通じて子どもたちが地域の文化や社会資源に触れる機会を提供し、また、子どもたちの主体的な探究に対して支援をしていきます。
- ⑤ 人のつながりを創出するため、これまでの対面形式を大切にしつつ、「いつでも」「どこでも」学べるようデジタルツールを併用するなど、市民が生涯学習を一層身近に感じられる体制整備を進めていきます。
- ⑥ 講座を企画する職員の人材育成を図るとともに、公民館と地区コミュニティセンターが情報を共有し、気軽に相談し合える顔の見える関係づくりを構築していきます。
- ⑦ 松阪公民館では、地区において生涯学習を推進するリーダーを養成するため、地区コミュニティセンターの生涯学習担当者等を対象とした研修等の機会を充実していきます。

松阪市公民館のあり方等
について（答申）



評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・ 公民館において実施した年間講座数	164 講座	177 講座
成果	・ 公民館利用者アンケートで、「満足」「やや満足」と回答した利用者の割合	84.8%	95%

達成をめざす SDGs



基本方針4

スポーツや文化の振興を図るとともに、全ての人が生涯を通じそれぞれのニーズに応じて学び、活躍できる環境づくりに努めます

<社会教育>

25 読書活動の推進

担当課：生涯学習課、学校支援課

現状と課題

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。そこで、学校や家庭、公立図書館において読書活動を推進し、子どもの読書習慣の形成を図るとともに、読書の機会を拡充することが求められています。

一方で、情報化社会の進展によりスマートフォンやタブレットが普及し、あらゆる分野の多様な情報へのアクセスが容易となり、利便性が向上した反面、小学生から高校生へと年齢が上がるにつれて不読率※1が高まっており、読書離れが懸念されています。

子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけるためには、学校や家庭、公立図書館が連携し、乳幼児期から高校生と発達段階に応じた取組や読書環境の充実を進めることが重要です。

また、読書の形態は多様化しており、紙の書籍に加え、電子図書が普及しつつあります。公立図書館ではこうした多様な読書機会の提供を進めていくとともに、読書ボランティア等との連携を図り、絵本の読み聞かせの充実を図るなど、子どもが読書への親しみを深める取組を一層進めることが必要です。

公立図書館は、新型コロナウイルス感染症によって一時的に入館者数が減少しましたが、近年では利用者数は回復傾向にあり、今後は市民の生涯学習の拠点として、利用者の多様化するニーズに対応するとともに、読書バリアフリー法※2に基づく読書環境の整備も着実に進めていかなければなりません。

今後の方向性

子どもの生涯にわたる読書習慣を形成するために、学校や家庭、公立図書館が連携して乳幼児期から気兼ねなく親子で一緒に本を読んでもらえる読書環境を一層充実していきます。

学校では司書や司書教諭、読書ボランティアが連携し、学校図書館のめざす姿を共有しながら快適な環境整備に取り組み、子どもが通いたくなるような交流とゆとりのある明るい空間を子どもたちと一緒に作り、学校図書館の利活用を推進します。

公立図書館では、子どもから大人まで楽しめるようなイベントや魅力的な講座を引き続き実施していきます。

また、利用の公平性という観点から、読書バリアフリー法に基づき、障がいのある方に配慮した図書館サービスの充実や公立図書館から距離的に不利な状況にある地域へのアウトリーチ型サービス※3の充実を図ります。

※1 1か月に本を1冊も読まない子どもの割合

※2 正式名称は、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」

※3 積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること

取組内容

- ① 子どもたちが読書に興味・関心をもてるよう、学校図書館の運営にかかわる機会を確保し、子どもたちの目線に立った読書活動を推進します。
- ② 読書の習慣化を図るため、引き続き、朝の読書活動を推進していきます。また、おすすめ本の紹介や知的書評合戦（ビブリオバトル）等を通じて読書を楽しみながら学校や家庭における読書習慣を確立していきます。
- ③ 公立図書館や学校図書館の蔵書を充実するとともに、司書を小中学校に派遣し、読書ボランティアへ展示方法や読み聞かせ等の指導助言をすることで、学校図書館の環境整備の充実や読書活動の普及啓発を行います。
- ④ 子どもの発達段階に応じて、興味・関心を尊重しながら、子どもが本に出会うきっかけづくりや読書習慣の基礎づくりができるよう、令和7年3月に改定した「第四次松阪市子ども読書活動推進計画」における施策を進めていきます。
- ⑤ 電子図書館の普及を進め、利便性の向上と図書館の利用拡大を図ります。
- ⑥ 公立図書館は、市民や子どもたちが読書に親しむ場や学びの場として快適に利用できるよう、指定管理者と協働して図書館運営の充実を図ります。
- ⑦ 読書バリアフリー法に基づき、指定管理者と協働して備品購入を進め、障がいのある方や外国人の方も読書を楽しんでいただけるよう、環境整備を行います。
- ⑧ 公立図書館から距離的に不利な状況にある飯南・飯高地域については、地域開放型図書館等、学校を拠点とした遠隔地サービスの充実に努めます。

第四次松阪市子ども
読書活動推進計画



評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・公立図書館における電子図書の蔵書冊数	15,270 冊	18,500 冊
成果	・学校の授業時間以外に「10分以上読書をする」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査で、「読書の時間が10分以上」と回答した児童生徒の割合	小 58.1% 中 44.3% (R5)	小 61.6% 中 50.3%

※ 令和6年度は、「全国学力・学習状況調査」において「授業時間以外の読書時間」の調査項目が実施されなかったため、令和5年度のデータを現状値とします

【参考】令和7年度まで 小学校36校 中学校11校 令和8年度から学校再編により 小学校31校 中学校11校

達成をめざすSDGs



基本方針 4

スポーツや文化の振興を図るとともに、全ての人が生涯を通じそれぞれのニーズに応じて学び、活躍できる環境づくりに努めます

<社会教育>

26 青少年健全育成の充実

担当課：生涯学習課

現状と課題

近年、SNS やスマートフォンの普及は子どもたちの生活に大きな影響を与えています。便利さや学びの広がりをもたらす一方で、長時間利用やネット上の人間関係が、いじめの深刻化やストレスの要因となるなど、心の健康に関する課題も顕在化しています。

また、核家族化が進み、共働き世帯やひとり親世帯が増えるなど家庭におけるライフスタイルが多様化し、子どもへのかかわり方やコミュニケーション不足が問題視されています。

松阪市では、青少年健全育成都市宣言を行うとともに、各地域の健全育成会や松阪市青少年育成市民会議において、啓発活動や防犯活動、補導活動等の青少年健全育成事業に地域と協働して取り組んでいます。

また、共働き世帯やひとり親世帯の増加等の社会情勢の変化、子育て世代の核家族化等により、放課後児童クラブに登録する児童数が増加し待機児童が発生しています。放課後児童クラブにおける支援員等の慢性的な不足に対する支援や保護者負担の軽減を求める声が高まっています。

今後の方向性

明日の郷土を担う青少年が、心身ともにたくましく成長し、自信と誇りをもって生きることが、全ての市民の願いです。青少年が未来に向かって夢と希望のもてる地域づくりをめざし、子どもを真ん中に考えて、家庭・学校・地域と連携を図りながら人と人とのつながりを大切にし、一体となって、真に豊かな心と社会性を備えた青少年の育成を推進していきます。

また、子どもたちが安全・安心に過ごすことができ、保護者のニーズに合った放課後の居場所づくりを行います。

取組内容

- ① 住民自治協議会と連携して地域ぐるみで子どもたちを見守り、声かけやあいさつ運動を展開することにより、笑顔いっぱいのまちづくりを進めます。
- ② 放課後児童クラブや放課後子ども教室を充実し、放課後の子どもたちの居場所づくりに努めるとともに、保護者会運営者の負担軽減を図るため運営体制の転換を図っていきます。
- ③ 放課後児童クラブに通っていない児童を対象に、「小学校長期休業子どもの居場所づくり事業（松阪さんまくらぶ）」を実施し、保護者のニーズに合った子どもの居場所を提供していきます。
- ④ 青少年育成のつどい講演会においては、青少年育成団体等と連携し、地域住民や保護者等、関係者への青少年健全育成の普及啓発を行います。
- ⑤ 子ども会活動等において、子どもたちが運営に参画し、地域行事が進められるよう支援します。
- ⑥ 青少年育成団体と協力し、中学校でのあいさつ運動や毎月第3水曜日に街頭パトロールを行い、青少年の健全育成、非行犯罪防止啓発を進めます。

松阪さんまくらぶ



青少年健全育成



評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・ 青少年健全育成に係る啓発活動や研修会、講演会の実施回数	55 回	60 回
成果	・ 青少年育成のつどい講演会の満足度	96.7%	100%

達成をめざす SDGs



基本方針 4

スポーツや文化の振興を図るとともに、全ての人が生涯を通じそれぞれのニーズに応じて学び、活躍できる環境づくりに努めます

<スポーツと連動したまちづくり> 27 生涯スポーツの充実

担当課：スポーツ課

現状と課題

スポーツは、体力の向上や健康の保持だけでなく、人との交流や生きがいを育むなど、豊かな生活を送るために大きな役割を果たします。

現状として、市長杯スポーツ大会は運営を支える人的資源が不足し、一部種目では開催自体が難しい状況が生じており、加えて、20歳以上の市民における週1回以上のスポーツ実施率は増減がみられず、横ばいで推移しています。

また、人口減少と高齢化の進行により、地域スポーツの中核を担うスポーツ推進委員※1の確保も困難化しており、運営体制の脆弱さが際立っています。

これらを踏まえた課題は、第一に大会運営人材の量的・質的不足であり、安全管理や審判配置、受付・記録等の基本機能の維持にリスクがあります。第二に担い手の高齢化と若年・現役世代の参画停滞で、継続性が揺らいでいます。第三に市民のスポーツ実施率が伸びないため、健康増進やコミュニティ活性の波及効果が限定的です。これらの課題に対しては、人的資源の充実、運営体制の見直し、参加促進策の強化が急務となっています。

今後の方向性

より多くの市民がスポーツを始めるきっかけを生むため、多様なスポーツ機会を提供していきます。

また、障がい者や高齢者を含む幅広い市民が気軽に参加できるプログラムを整備し、既存施設の改善・充実に加え、民間スポーツ施設とも連携して活動の場を拡大していきます。

そして、企業や各種団体へ積極的に働きかけ、スポーツボランティアへの継続的な参画を促進し、人材の確保と育成を進め、誰もが身近に運動できる環境づくりを推進していきます。

取組内容

- ① 気軽にできるスポーツを啓発するとともに、市民のニーズに応じたスポーツ教室等を開催します。

※1 スポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解をもち、その活動を行うための熱意と能力があり、住民に対して、スポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う人

- ② スポーツが地域の絆を強める要素となるよう、地域におけるスポーツ推進委員の活動の充実に努めます。
- ③ 幼児期の子どもたちが、運動に触れる機会を増やすため、親子で一緒に参加できるスポーツ教室を開催します。
- ④ 高齢者が個人の体力に合わせて参加できる、さまざまなスポーツ大会を各種競技団体と連携しつつ開催します。
- ⑤ 障がい者が参加しやすく、継続してスポーツに親しむことができる種目で、障がい者スポーツ大会開催に取り組みます。
- ⑥ 子どもから高齢者まで全ての市民が、気軽に参加できるような新たな種目を追加するなど、総合型地域スポーツクラブ※2を充実します。
- ⑦ いつまでもスポーツに親しめるよう、個人の体力やニーズに応じた新しいスポーツの情報提供や普及に取り組み、松阪市ならではの独自性を生かした展開を推進していきます。
- ⑧ 市民が幅広くスポーツに参加ができるように、スポーツ大会等やスポーツ施設の情報を SNS 等も活用し発信します。
- ⑨ みえ松阪マラソンを通じて、企業や各種団体にボランティアへの参加を積極的に働きかけることで、スポーツボランティアに継続的に参加する人材確保に努めます。

松阪市スポーツ
推進計画



評価指標

評価する際の指標		現状値 (R6)	目標値 (R10)
活動	・ 市長杯スポーツ大会の参加者数	3,700 人	4,000 人
成果	・ 20 歳以上の市民が週 1 回以上のスポーツを行う割合 ※市民意識調査で、週 1 回以上のスポーツを行っていると感じた市民の割合	43.7%	50.0%

達成をめざす SDGs



※2 地域住民が主体的に活動し、子どもから高齢者まで誰もが様々な種目（ソフトボール、サッカー、テニス等）に体力や技術レベルに応じて気軽に参加できる地域密着型のスポーツクラブ

基本方針4

スポーツや文化の振興を図るとともに、全ての人が生涯を通じそれぞれのニーズに応じて学び、活躍できる環境づくりに努めます

＜スポーツと運動したまちづくりの推進＞ 28 スポーツ環境の整備

担当課：スポーツ課

現状と課題

市内のスポーツ施設は合併前に整備されたものが多く、老朽化に加え、財政制約や人口減少・少子高齢化が進む中、利用実態と将来の人口動態を踏まえた計画的な更新・再編が求められています。

スポーツは「する」「観る」「支える」を通じて健康と豊かな暮らしに資するため、多様な機会提供とともに、スポーツ協会やスポーツ少年団等と連携し、楽しさを伝える指導者の養成を進めていくことが重要です。

みえ松阪マラソンは2023・2024年にランネット大規模大会部門で2年連続1位の高評価を得ており、市民が誇るイベントに育っている一方、ランナーの声からさらなる改善が求められています。

市内各所に点在し老朽化が進む施設については、需要や利用状況を丁寧に把握し、機能の最適化、更新優先度の明確化、長寿命化と複合化を含む計画的整備で、持続可能なスポーツ環境を実現する必要があります。

今後の方向性

スポーツの力をまちづくりの中核に据え、市民の誰もが多様な競技や活動に触れられる機会を拡充し、スポーツ参加を通じて健康意識を高め、日常的な運動習慣の定着を促進していきます。

また、みえ松阪マラソンを核とした交流・参画人口の拡大を図るとともに、トップアスリートから学ぶ場を提供し、地域の優れた選手を応援していきます。

さらに、スポーツ施設の計画的改修を進め、快適で安全なプレー環境を整備し、市民の健康増進、地域の一体感の醸成、交流人口の拡大を同時に実現し、持続可能で活力あるまちづくりを推進していきます。

取組内容

- ① スポーツを「する」楽しみ、「観る」感動、「支える」喜びを多くの市民に提供し、スポーツへの関心と意識の向上を図ります。

- ②「みえ松阪マラソン」を、市民が誇りに思える大会として育て、全国から多くのランナーが参加する魅力あるイベントとして定着させるとともに、市民の健康増進を図ります。
- ③トップアスリートによるスポーツ教室や交流会等を開催し、市民や指導者がハイレベルなスポーツに触れる機会を提供することで、より充実したスポーツライフの実現をめざします。
- ④スポーツ協会やスポーツ少年団等の各種競技団体と連携し、スポーツの楽しさを伝える指導者の育成に取り組みます。
- ⑤選手を支える立場での参加を促進し、選手との交流や大会運営に関わることで得られるやりがいや充実感を通じて、スポーツボランティア活動の普及を図ります。
- ⑥スポーツ医による研修等を通じて、スポーツ傷害の予防や栄養指導等、スポーツを支える活動の充実を推進します。
- ⑦スポーツ施設の安全な利用を確保するため、計画的な維持補修を進めるとともに、バリアフリー化等の改修を行い、全ての市民が使いやすいスポーツ施設の整備を進めます。
- ⑧市民・地域・企業と協働しながら、より効率的で利便性の高い施設運営のあり方を検討し、指定管理者制度※Ⅰなど多様な手法の活用を視野に入れた改善を図ります。



評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・みえ松阪マラソンの参加者数(フルマラソン)	9,258人	10,000人
成果	・健康状態について、市民が「健康である」「おおむね健康である」と回答した割合 ※市民意識調査で、健康状態について「健康である」「おおむね健康である」と市民が回答した割合	84.1% (R4) ※松阪市運動・スポーツに関する市民意識調査より	87.0%

達成をめざす SDGs



※Ⅰ 住民の福祉を増進するために設けられた施設の管理に、民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的としている

基本方針 4

スポーツや文化の振興を図るとともに、全ての人が生涯を通じそれぞれのニーズに応じて学び、活躍できる環境づくりに努めます

＜文化の振興と保存継承＞ 29 文化芸術の振興

担当課：文化課

現状と課題

国においては平成 29 年に「文化芸術基本法」（以下、法律）が施行されました。少子高齢化やグローバル化の進展等、社会状況が著しく変化する中で、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められています。この法律は、文化芸術の固有の意義と価値を尊重し、単なる振興にとどまらず、関連分野における施策を包括的に取り込むことで、文化芸術を通じた多様な価値の創出をめざしています。また、それらの価値を文化芸術の継承、発展、創造に活用することが意図されています。

また、三重県においては令和 5 年に「三重県文化振興条例」（以下、県条例）が施行されました。県条例は法律を踏まえた上で、県民一人ひとりが生きがいや心の豊かさを実感できる生活の実現、ならびに活力ある地域社会の形成に寄与することを目的としています。

松阪市では、「松阪市文化芸術振興条例」のもと、「松阪市文化芸術の振興に関する基本方針」を策定し、法律や県条例に基づいた取組を行っています。平成 23 年度には、文化芸術活動を行う団体のネットワーク組織として「松阪市文化芸術団体連絡協議会」を設立し、それ以来、行政との共催事業を展開してきました。また、文化センターにおける自主事業では、フルオーケストラによるコンサートやピアノリサイタル等の鑑賞を主としながら参加体験も取り入れ、市民による文化芸術イベントを継続的に開催しています。さらに、文化財センターギャラリーを活用した文化芸術活動の発表機会や鑑賞機会も充実してきました。

令和 6 年度の松阪市市民意識調査の結果では、「地域への愛着がある」と回答した市民は 70.9%、「松阪のよいところとして『歴史や伝統がある』」ことをあげた市民は 21.5%で、これは全体の内、上位から 5 番目に位置しました。また、市が推進する文化活動に対する市民の満足度と重要度は近年増加傾向にあります。とりわけ満足度は 30.0%に達し、評価得点では市の政策の中で上位から 4 番目に位置しています。

こうした状況をさらに継続・発展させるためには、今後も文化芸術にかかわる市民への支援を強化し、人材の育成に努める必要があります。

今後の方向性

今後の方向性として、市民一人ひとりの自主性や創造性を尊重し、それらが発揮される豊かな環境を整備します。市民が自身を文化芸術の担い手と認識し、その役割に誇りや愛着をもちながら、文化芸術活動に積極的にかかわることができる地域づくりをめざします。特に、子ども向けの文化芸術体験を充実させることは、子育て世代にとって魅力的な地域づくりにつながると考えています。

さらに、地域の文化芸術に触れる機会を創出し、子どもをはじめ多くの市民が豊かな心を育むことをめざします。これにより、未来の松阪市を支える文化芸術の担い手を育成し、地域全体の活性化へとつなげていきます。

取組内容

- ① 文化芸術団体等と連携し、文化芸術を創造し、鑑賞する機会を市民に提供します。
- ② 地域や学校等と協力し、子どもたちが文化芸術を身近に感じ、参加し、表現する機会を提供します。また、文化芸術活動に携わる人材の育成にも取り組みます。
- ③ あらゆる人が安全・安心かつ快適に、さまざまな鑑賞、発表、創造の機会を通して文化芸術の振興に積極的にかかわることができるよう、文化センターや文化財センターギャラリー等の施設の環境整備を進めます。

松阪市文化芸術の
振興に関する基本方針



評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・松阪市美術展覧会への出品者数	234 人	300 人
成果	・文化センター（松阪市民文化会館・コミュニティ文化センター・嬉野ふるさと会館）の利用率	76.7%	85%

達成をめざす SDGs



基本方針 4

スポーツや文化の振興を図るとともに、全ての人が生涯を通じそれぞれのニーズに応じて学び、活躍できる環境づくりに努めます

<文化の振興と保存継承> 30 文化財の保護

担当課：文化課

現状と課題

「文化財の保護」については、文化財保護法第1条において、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」が目的として掲げられています。市民共有の財産である文化財の価値を後世に向けて確実に維持する「保存」と、文化財としての価値を踏まえ適切に現代社会に生かす「活用」の双方を進めることが求められています。

一方、過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、未指定を含めた文化財をまちづくり等に生かし、その価値を共有することで、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで文化財保護に取り組む体制づくりを進めることが必要です。

松阪市には、国宝三重県宝塚一号墳出土埴輪や特別史跡本居宣長旧宅、同宅跡、特別天然記念物カモシカや三重県指定無形民俗文化財かんこ踊（狺師、松ヶ崎、小阿坂）等の貴重な文化財が多数存在しており、指定・登録文化財数は三重県内市町のうち上位から3番目に位置しています。

令和6年度の松阪市市民意識調査において、「松阪市というまちに対して愛着・誇り（シビックプライド）を持っているか」という質問に対して、「持っている」と回答した市民は62.6%でした。そのうち、「どのようなところに愛着・誇りを持っているか」については、「歴史的な名所」と回答した人が49.2%、「祭りなど伝統文化」と回答した人が39.3%で、それぞれ上位から3番目、4番目に位置しています。

こうした状況の下、文化財の所有者・管理者は、各文化財を適切に保存管理することでその価値を維持し、また、活用を一層進めて文化財を身近に感じられるようにしていく必要があります。そして、文化財を子どもたちの豊かな心を育てる人づくりや特色あるまちづくり、観光や産業の振興等へも生かしつつ、文化財継承の担い手を確保していくことのできる体制づくりや施設等の整備を進めることが求められます。

今後の方向性

今後の方向性として、文化財の適切な保存・管理と活用に取り組み、誰もが安全・安心に文化財を学べる環境整備を推進します。また、文化財の所有者や関係団体との円滑な連絡調整を図るとともに、文化財の担い手への支援と、人材育成に努めます。

取組内容

- ① 文化財を適切に保存・管理するだけでなく、博物館や資料館での展示や講座を開催するとともに、地域や学校等との連携を通じて、地域の歴史文化に触れる機会を幅広く提供します。
- ② 市民の財産である文化財（三重県宝塚一号墳出土埴輪、松坂城跡、旧長谷川治郎兵衛家等）をより身近に感じられるよう整備を進めます。また、子どもたちをはじめ市民が地域の文化財について学びやすい環境づくりを推進します。
- ③ 文化財保護審議会等を開催し、文化財の適切な保護措置を進めます。
- ④ 文化財の保存・継承や防災の観点から、指定文化財の所有者等との円滑な連絡調整を図ります。
- ⑤ 文化財を将来にわたって確実に継承するため、文化財への理解を広めるとともに、所有者や保存団体等への支援を通じて、担い手の育成につなげていきます。

文化財センター (はにわ館)	松浦武四郎記念館 松浦武四郎誕生地	松阪市立歴史民俗資料館（2階小津安二郎松阪記念館）	松阪市郷土資料室
			

評価指標

評価する際の指標		現状値(R6)	目標値(R10)
活動	・文化財施設における子どもを主対象とした展示や講座等の開催回数	25回	30回
成果	・過去1年間に学校以外で文化財施設に一つ以上行ったことのある児童生徒の割合 ※小学5年・中学2年の児童生徒を対象としたアンケートによる	小 81% 中 61%	小 75% 中 65%

達成をめざす SDGs

